

平成 27 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

電気通信大学

平成 28 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について | 1 |
| I 認証評価結果 | 7 |
| II 基準ごとの評価 | 8 |
| 基準1 大学の目的 | 8 |
| 基準2 教育研究組織 | 10 |
| 基準3 教員及び教育支援者 | 13 |
| 基準4 学生の受入 | 17 |
| 基準5 教育内容及び方法 | 21 |
| 基準6 学習成果 | 34 |
| 基準7 施設・設備及び学生支援 | 37 |
| 基準8 教育の内部質保証システム | 44 |
| 基準9 財務基盤及び管理運営 | 47 |
| 基準10 教育情報等の公表 | 52 |
| III 意見の申立て及びその対応 | 54 |
| <参 考> | 57 |
| i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 59 |
| ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 60 |

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

| | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 27年7月 | 書面調査の実施 |
| 8月～9月 | 運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） |
| 10月～12月 | 訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査） |
| 12月～28年1月 | 運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成） |
| 1月 | 評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知 |
| 3月 | 運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定） |

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成28年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

| | |
|---------------|-----------------------|
| 浅原利正 | 広島県病院事業管理者 |
| 荒川正昭 | 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長 |
| 一井眞比古 | 香川大学名誉教授 |
| 稲垣卓 | 福山市立大学長 |
| 及川良一 | 全国高等学校長協会顧問 |
| 尾池和夫 | 京都造形芸術大学長 |
| 荻上紘一 | 大妻女子大学長 |
| 梶谷誠 | 電気通信大学学長顧問 |
| 片山英治 | 野村證券株式会社主任研究員 |
| 川嶋太津夫 | 大阪大学教授 |
| 下條文武 | 新潟大学名誉教授 |
| 郷通子 | 名古屋大学理事 |
| 河野通方 | 東京大学名誉教授 |
| 児玉隆夫 | 大阪市立大学名誉教授 |
| 小間篤 | 秋田県立大学理事長・学長 |
| ○佐藤東洋士 | 桜美林学園理事長・桜美林大学総長 |
| 鈴木賢次郎 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| 鈴木典比古 | 国際教養大学理事長・学長 |
| 土屋俊 | 大学評価・学位授与機構評価研究主幹 |
| 中島恭一 | 富山国際大学長 |
| 野嶋佐由美 | 高知県立大学副学長 |
| 早川信夫 | 日本放送協会解説委員 |
| ハンス ユーゲン・マルクス | 南山学園理事長 |
| 前田早苗 | 千葉大学教授 |
| 矢田俊文 | 九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授 |
| 柳澤康信 | 愛媛大学名誉教授・岡山理科大学相談役 |
| 山本進一 | 岡山大学理事・副学長 |
| ◎吉川弘之 | 科学技術振興機構特別顧問 |

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

| | |
|---------|-----------------------|
| 荒川 正昭 | 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長 |
| 稲垣 卓 | 福山市立大学長 |
| 尾池 和夫 | 京都造形芸術大学長 |
| 荻上 紘一 | 大妻女子大学長 |
| 児玉 隆夫 | 大阪市立大学名誉教授 |
| 小間 篤 | 秋田県立大学理事長・学長 |
| 佐藤 東洋士 | 桜美林学園理事長・桜美林大学総長 |
| ○鈴木 賢次郎 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| ◎土屋 俊 | 大学評価・学位授与機構評価研究主幹 |
| 中島 恭一 | 富山国際大学長 |

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第5部会)

| | |
|--------|-----------------------|
| ○飯田 嘉宏 | 横浜国立大学名誉教授 |
| ○岡本 信明 | トキワ松学園理事長 |
| ○梶谷 誠 | 電気通信大学学長顧問 |
| 功刀 滋 | 京都工芸繊維大学名誉教授 |
| ◎児玉 隆夫 | 大阪市立大学名誉教授 |
| 鈴木 賢次郎 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| 土屋 俊 | 大学評価・学位授与機構評価研究主幹 |
| 戸田山 和久 | 名古屋大学教授 |
| ○中島 秀之 | 公立ほこだて未来大学長 |
| ○西永 頌 | 東京大学名誉教授・豊橋技術科学大学名誉教授 |
| 野澤 康 | 工学院大学建築学部長 |
| 六反 一仁 | 徳島大学教授 |
| 渡邊 一衛 | 成蹊大学名誉教授 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- | | |
|-----------|------------|
| ◎ 泉 澤 俊 一 | 公認会計士、税理士 |
| ○ 梶 谷 誠 | 電気通信大学学長顧問 |
| 神 林 克 明 | 公認会計士、税理士 |
| 北 村 信 彦 | 公認会計士、税理士 |
| 竹 内 啓 博 | 公認会計士、税理士 |
| 山 本 進 一 | 岡山大学理事・副学長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。

(4) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成27年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

電気通信大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 大学の目的を「総合コミュニケーション科学」を主とする科学技術の教育研究に置くと、簡潔かつ具体的に定めている。
- 教員評価の結果を勤勉手当支給額や定期昇給に反映させている。
- 「教育の質保証に向けての学習支援」のテーマでの職員研修を実施し、すべての技術職員がいずれかの学生実験・実習教育支援業務を担当する教育支援体制を整備している。
- 正規授業「電子工学工房」「情報工学工房」「宇宙通信工学」や、サークル活動「ロボメカ工房」を通じて、体験教育を実施しており、各種コンテストにおいて入賞するなどの成果も挙げている。
- 成績評価のガイドラインを設け、秀、優の比率の目安を定めており、おおむねガイドラインに沿った成績評価が行われている。
- 平成 22 年度文部科学省就業力 G P に採択された「就職率 4 年卒業率向上のための学年横断教育」において、1 年次と 3 年次が同じクラスで学ぶ学年横断教育を必修科目として導入する取組を行い、その後継として、平成 24 年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「関東山梨地域大学連携による産業界等のニーズに対応した教育改善」においては、産業界出身者を特任講師として起用し、学年横断教育、事業所見学等でキャリア教育を実施しており、支援期間終了後も大学内で事業経費として予算配分を行い、取組を継続している。また、平成 26 年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマ B】インターンシップ等の取組拡大」に採択された「広域多摩中小企業インターンシップ推進事業」において、インターンシップ等の拡大を図っている。
- 平成 23 年度文部科学省「理数学生育成支援事業」に採択された「UEC パスポートプログラムー「突破力」の養成を目指してー」において、特別カリキュラム「UEC パスポートプログラム」を策定し、支援期間終了後においても大学内で事業経費として予算配分を行い、取組を継続している。
- 平成 24 年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「産学官協働ネットワークによるイノベーション博士養成と地域再生」においては、スーパー連携大学院プログラムを基盤にして大学院博士前期課程及び後期課程を含む 5 年間一貫の教育プログラムを導入し、従来のアカデミア志向の教育とは一線を画するより実践的な大学院教育を実施している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学全体の目的を学則第2条に定め、「総合コミュニケーション科学に関連する諸領域の科学技術に関する教育研究を行い、人類の未来を担う人材の育成と学術の研究を通じて文化の発展に貢献する」としている。また、学部の目的を学則第6条及び別表第2に、

「昼間コースにおいては、総合コミュニケーション科学に関わる理工学領域において、高度な専門能力、幅広く深い教養、人間性、国際性及び倫理意識を備え、社会に貢献する専門技術者を養成する。

夜間主コースにおいては、総合コミュニケーション科学に関わる理工学領域において、産業界における技術的課題を工学的に読み解いて解決手順を見出すことができ、そのために必要な基礎力とさまざまな分野への応用力を身につけている専門的職業人を養成する。

また、確かな専門基礎力に裏打ちされた実践力を伴う専門能力及び継続的学習能力を有する、国際標準の学士力を養成することを目的とする。」

と定めている。また、それぞれの分野の特色を踏まえて各学科・課程の目的を定めている。

さらに、大学の基本的な目標として、第2期中期目標の前文に「UEC（The University of Electro-Communications）ビジョン2018～100周年に向けた挑戦～」を掲げ、このビジョンを実現するための具体的なアクションプランを策定している。また、学長が具体的な施策を実施していく上での基本的な方向性について、理念及び基本方針としてまとめている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、理念及び基本方針に基づいて、情報理工学研究科においては学則第6条及び別表3に、「総合コミュニケーション科学に関わる理工学領域において、真理の探究による新しい学問の創造と、その体系化に寄与する教育と研究を行うことにより、以下の知識・能力を身につけた人材を養成する。

博士前期課程においては、専門領域に関する系統的知識を有し、国際性と高い倫理観を身につけ、プロジェクト遂行などの高い実践力を持つ高度専門技術者。

博士後期課程においては、専門領域に関する深さと幅のある高度な知識と実践的創造力を有し、アカデミア分野及びノンアカデミア分野において研究開発の先導的役割を果たす高度専門技術者・研究者。」

と定めている。情報システム学研究科においても、同様に定めている。

また、それぞれの分野の特色を踏まえて各専攻の目的を定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学の目的を「総合コミュニケーション科学」を主とする科学技術の教育研究に置くと、簡潔かつ具体的に定めている。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学士課程は情報理工学部 1 学部のみであり、総合情報学科、情報・通信工学科、知能機械工学科、先進理工学科の昼間 4 学科と、先端工学基礎課程の夜間主 1 課程で構成されている。

この構成は、国際標準の基礎学力と学士力を身に付け、国際性と実践力を伴う確かな専門基礎力と継続的学習能力を持ち、総合コミュニケーション科学の分野で社会の期待に応えることのできる高度専門技術者を育成するために、開学当初より設置していた電気通信学部を平成 22 年度に改組し、教育力をさらに強化したものである。なお、産業界で中核となって牽引する強いマインドとグローバルな視野を持った技術者・研究者を育成するため、平成 26 年度以降の学部入学生を対象として、学部 3 年次から修士 2 年次までを一貫とする選抜型教育プログラム「UEC グローバルリーダー育成プログラム」を導入している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

学部教養教育は、情報理工学部 に設けられた総合文化部会、数学部会、自然科学部会、情報部会、健康・スポーツ科学部会、教職課程部会、キャリア教育部会の 7 部会から構成された共通教育部が教育課程の検討や運営に当たっている。また、情報理工学部の専任教員 233 人のうち 136 人が教養教育である総合文化科目、実践教育科目、理数基礎科目を担当している。

共通教育部の教員総配置数は 54 人であり、各部会は担当する科目の担当者や授業内容の検討等の運営に責任を持ち、さらに授業内容や教授方法改善のためのセミナー、講演会の開催及び入学者等の学力分析等のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動も行っている。

また、共通教育部の配置教員は、全学的視点に立って教育システムの構築及び教育活動の充実等を図る目的で設置されている大学教育センター並びに学部教育の教育課程の編成及び改善、授業等の実施等を審議する学部教育委員会の構成員となり、全体の調整に当たっている。

これらのことから、教養教育の実施体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は、2 研究科から構成されている。

- ・ 情報理工学研究科（博士前期課程 4 専攻：総合情報学専攻、情報・通信工学専攻、知能機械工学専攻）

攻、先進理工学専攻、博士後期課程4専攻：総合情報学専攻、情報・通信工学専攻、知能機械工学専攻、先進理工学専攻)

- ・ 情報システム学研究科(博士前期課程4専攻：情報メディアシステム学専攻、社会知能情報学専攻、情報ネットワークシステム学専攻、情報システム基盤学専攻、博士後期課程4専攻：情報メディアシステム学専攻、社会知能情報学専攻、情報ネットワークシステム学専攻、情報システム基盤学専攻)

大学院には、総合コミュニケーション科学に関わる理工学領域において、真理の探究による新しい学問の創造及びその体系化に寄与する教育と研究を行う情報理工学研究科、並びに、高度情報化社会の新しい技術基盤としての情報システムの設計、構築、運用、評価及びその人間や社会との関係について幅広い教育と研究を行う情報システム学研究科が設置されており、この2研究科は総合コミュニケーション科学に関わる教育研究の世界的拠点を目指す当該大学の目標に相応しいものとなっている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、教育研究の目的を達成するため、15のセンター等及び附属図書館を設置している。

- ・ センター等：レーザー新世代研究センター、先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター、宇宙・電磁環境研究センター、脳科学ライフサポート研究センター、先端領域教育研究センター、実践的コミュニケーション教育推進室、IT活用国際ものづくり教育推進室、国際PBL教育推進室、産学官連携センター、情報基盤センター、eラーニングセンター、実験実習支援センター、ものづくりセンター、国際交流センター、研究設備センター
- ・ 附属図書館

各センター等は、それぞれの設置目的に沿った活動を行って大学の教育研究の目的に寄与するとともに、実質的な教育活動を行っている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会があり、毎月1回程度開催されている。構成員は学長を含めて18人、審議事項は中期目標、中期計画及び年度計画、学則、教員人事、教育課程の編成方針、その他である。

学科や専攻等の組織に捉われない教育プログラムに即した柔軟な教員構成を可能とするため、平成22年度より全教員を学術院所属とし、各部局等へ配置する仕組みとしており、この学術院に構成員を主に専任教員とする教授会が置かれ、学術院規程に定められた事項を審議している。また教授会は代議員会に審

議を付託することができるとしている。

情報理工学部、情報理工学研究科、情報システム学研究科にもそれぞれ教授会が置かれ、その構成員は各専任教員を原則とするが、特任教員や客員教員を構成員に加えることを可能としている。審議事項は学部長等の選出等、各規程に定めた内容である。なお、情報理工学部教授会及び情報理工学研究科教授会においては、円滑な運営を図るために構成員の一部をもって構成する代議員会を置いている。以上の組織によって、学生の入退学等に関する事項等、教育研究に関する重要事項等を審議している。

また、教育課程や教育方法等を検討する組織として、情報理工学部及び情報理工学研究科には教育委員会が、情報システム学研究科には教務委員会が置かれ、いずれも月1回程度開催されている。構成員及び審議事項は各教育（教務）委員会規程に定められており、具体的には審査と単位認定、教育課程、シラバス、予算経費、規則の改正、学位論文審査日程等教育実施の事項について審議している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている と判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該大学では、平成22年4月に電気通信学部・研究科を情報理工学部（4学科及び夜間主1課程で構成）及び情報理工学研究科（4専攻で構成）に改組している。この改組に伴い、学科・専攻等の組織に捉われずに教育研究内容に即した柔軟かつ効果的な教員配置ができる体制とするため、平成22年4月より教員組織を一元化している。学科・専攻等ごとの定員制を廃止して全教員を学術院所属とし、人事の原則公募制、透明性、公平性と多様化等を示した「人事の基本方針」を踏まえ、教育研究評議会と学術院教授会の連携と協力により、各部局等への教員配置を行っている。なお、学部に学部長、副学部長、学科長及び課程長を、各研究科に研究科長、副研究科長及び専攻長を置き、教育研究に係る責任体制を明確にしている。

各部局は、教員の兼務による組織的な連携体制を敷いている。兼務の主な例としては、（1）情報理工学研究科の教員が情報理工学部を兼務、（2）情報理工学研究科の教員が情報システム学研究科の協力教員として兼務、（3）情報理工学研究科共通教育部及びセンター等の教員が情報理工学研究科の各専攻の大学院担当資格を取得することにより情報理工学研究科各専攻を兼務、（4）各センターの目的に沿った業務及び研究活動を行うため、情報理工学研究科等の教員がセンター兼務教員として業務を行っていることが挙げられる。

また、国公立大学のほか企業、研究機関等の産学官が参画して行う大学院博士前期課程及び後期課程を含む5年間一貫の教育プログラムであるスーパー連携大学院プログラムにおいては、受講者選抜からプログラム修了認定に至るまでの教育研究に係る事項を情報理工学研究科及び情報システム学研究科という2つの研究科を超えた連携体制により実施している。参画する機関等が連携体制を構築することによって、それぞれの特色ある強みを活かし、単独の大学院ではなし得ない連携効果を発揮した博士教育を実施している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は以下のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 情報理工学部：専任 233 人（うち、教授 104 人）、非常勤教員 208 人

また、教育上主要な科目（必修科目である学科専門基礎科目及び専門科目）における専任の教授又は准教授の担当割合は 95.9%である。必修の教養教育科目における専任の教授又は准教授の担当割合は 51.1%と相対的に低いが、シラバスや教育方法の統一、ミーティングの開催等によって、専任教員が責任をとる体制で実施している。なお、多くの補助が必要な実験、演習等については助教等が配置されている。

これらのことから、必要な教員数が確保されており、また、教育上必要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授が配置されていると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における教員配置状況は以下のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔博士前期課程〕

- ・ 情報理工学研究科：研究指導教員 210 人（うち教授 92 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 情報システム学研究科：研究指導教員 59 人（うち教授 26 人）、研究指導補助教員 13 人

〔博士後期課程〕

- ・ 情報理工学研究科：研究指導教員 165 人（うち教授 91 人）、研究指導補助教員 19 人
- ・ 情報システム学研究科：研究指導教員 39 人（うち教授 24 人）、研究指導補助教員 17 人

このことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

大学の目的に応じた教育研究活動を担う教員組織を編制するため、「人事の基本方針」を策定し、これに基づき、年齢構成の適正化に努めており、平成 26 年度の年齢分布については、29 歳以下が 2.0%、30～39 歳が 22.8%、40～49 歳が 33.5%、50～59 歳が 29.6%、60 歳以上が 12.1%となっている。女性教員数は、平成 22 年度から目標数値にほぼ準じた増加を示しており、平成 26 年 5 月 1 日現在の比率は 7.6%となっている。また、外国人教員の比率は、平成 26 年 5 月 1 日現在 7.6%となっている。

そのほか、任期制教員採用の推進、テニュアトラック制の推進を実施している。加えて学長裁量ポストを活用し学長のリーダーシップによる戦略的人事等に有効活用する仕組みの整備等を進めている。

なお、教員の採用公募は、役員会が創立 100 周年に向けたビジョンとして策定した人事活性化大綱及び人事計画策定指針に基づき、学術院代議員会において各部局等の年度人事計画を審議し、教員系人事調整委員会承認の上で行っている。

また、組織の活性化、教員の意識改革及び優秀な人材の確保につなげることを目的とし、教育研究職員に対する適切な業績評価と連動した人事給与システムとして平成 27 年 1 月より年俸制給与を導入し、12 人の教育研究職員が年俸制に移行した。

さらに、教育研究職員の出産又は子育て期及び介護期における仕事と家庭生活の両立を支援するため、法律で定められた休暇・休業に加えて、在宅勤務制度や研究支援員配置プログラム等、様々な支援制度を充実させている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じら

れていると判断する。

3-2-1① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準、昇格基準は「教育研究職員の採用及び昇任のための選考基準」において定められており、その内容は大学設置基準第14条から第17条に定める教員の資格に合致するものとなっている。

また、大学院担当教員の資格については、情報理工学研究科担当教員資格審査内規及び情報システム学研究科担当教員資格審査に関する申合せにおいて基準が定められており、その内容は大学院設置基準第9条に定める教員の資格に合致するものとなっている。

さらに教育研究職員の選考に関する規程において教員の選考の手順が定められ、教員系人事調整委員会又は教育研究職員選考委員会を組織して適正に運用されており、模擬講義やプレゼンテーション等の実施を含め、学士課程における教育上の指導能力や大学院課程における教育研究上の指導能力の評価が行われている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-1② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員評価は、各教員による自己点検・評価及び大学が実施する教員評価により構成されている。

各教員による自己点検・評価では、各教員が毎年度4半期（4、7、10、1月）ごとに教育、研究、社会貢献、管理・運営の4領域における活動状況を教員基本データベースに入力する。この入力データに基づいて毎年度8月に前年度以前の自らの活動を振り返る自己点検・評価シートを入力することにより、各教員の自主的な改善努力を促している。自己点検・評価項目は、領域ごとに「達成目標とその妥当性」「目標達成状況」「内容面での取組みと改善方策」「総合評価・自己評価」について、それぞれ4段階で評価する。なお、この評価結果は、大学が実施する教員評価のほか、教育活動や社会貢献活動で特筆すべき業績を挙げた教員を表彰する優秀教員賞の選考に活用している。

大学が実施する教員評価の中核である教員人事評価では、評価カテゴリを「教育活動」「研究活動」「その他社会貢献等」に大別し、各評価カテゴリにおいて3～5つの評価項目を設定し、S（10点）、A（5点）、B（3点）、C（1点）の4段階のランク付けにより、勤勉手当の支給額及び定期昇給へ反映させている。なお、評価項目の一部は教員基本データベースからデータを抽出している。また、公平な評価となるように、教員を（1）教育研究担当：博士担当の教授、准教授、講師、（2）教育研究担当：修士及び学部担当の教授、准教授、講師、（3）教育研究担当：助教、（4）教育研究支援系の教員の4つの担当に区分し、担当ごとに各評価カテゴリが総合評価に占める割合を変えている。

なお、教員評価の一つとして、学生による授業評価アンケートを毎学期実施しており、その結果を教員にフィードバックすることにより、自主的な授業の改善を促しているほか、他の教員の参考となるように、アンケートの総合評価が高かった科目の中で、科目区分（講義、実験、体育、大学院）別に上位10%の教員について、大学教育センターのウェブサイトで公開している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を運営支援するために、教務課14人、学生課20人、入試課6人、学術情報課9人の事務職員を置き、大学教育センターや学生支援センター等の教員と協働して業務を実施する体制としている。また32人で構成する教育研究技師部を置き、「教育の質保証に向けての学習支援」のテーマでの職員研修に参加させ、すべての技師にいずれかの学生実験・実習教育業務を支援させているほか、全学的技術業務、研究プロジェクト参画業務等の教育研究支援に当たらせている。

実験、演習等の科目には、平成26年度で延べ914人のTAを採用し、授業の効率化、教育効果の向上を図っている。特に、情報理工学部ではTAの有効活用のための基準としてTA経費要求基準を定め、採用する科目、勤務形態、業務内容等を明らかにしている。また、大学教育センターに置かれたTA支援プロジェクトによりTA講習会を実施し、有効活用を推進している。

さらに、学生支援センターでは、大学における様々な学生支援業務に学生を参画させることにより、学生の視点に立ったサービスの拡充や、学生相互の成長を図ることを目的として、平成23年度にスチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）制度を創設している。平成26年度には、新入生の学生生活や教科の履修申告等修学上のアドバイスをを行う学生メンターとして13人、構内の環境美化活動として駐輪場の整理や自習室等の運営管理補助を行う学生スタッフとして26人を採用している。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員評価の結果を勤勉手当支給額や定期昇給に反映させている。
- 「教育の質保証に向けての学習支援」のテーマでの職員研修を実施し、すべての技術職員がいずれかの学生実験・実習教育支援業務を担当する教育支援体制を整備している。

| |
|--------------------------------------------------------------|
| 基準4 学生の受入 |
| 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。 |
| 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。 |

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

| |
|------------------------------------------|
| 4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。 |
|------------------------------------------|

大学の基本方針に基づいて定められた各学科、課程、専攻の教育目的を踏まえて、情報理工学部、情報理工学研究科、情報システム学研究科のそれぞれにおける入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が定められている。例えば、情報理工学部では以下のように定められている。

【総合情報学科、情報・通信工学科、知能機械工学科、先進理工学科】

「総合コミュニケーション科学」の基盤となる理工学分野、特に情報、通信、エレクトロニクス、メカトロニクス等を基軸とする科学技術分野において、国際標準の基礎学力と学士力を身に付け、国際性と実践力を伴う確かな専門基礎力と継続的学習能力を持ち、社会との関わりの中で大きく発展していくことのできる人材を育成します。そのために、以下のような資質・能力・意欲を持った学生を広く国内外から受け入れます。

[求める学生像]

「総合コミュニケーション科学」とその基盤となる自然科学に強い興味と探究心を持ち、その学習のために必要な基礎学力を有し、修得した知識と技術を活用して広い視野から社会の発展に貢献したいという意欲に溢れる人

【先端工学基礎課程（夜間主）】

勤労学生・社会人に対して「総合コミュニケーション科学」に関わるものづくりに必要な専門教育の機会を提供するために、夜間主課程を設置しています。産業界における技術的課題を工学的に読み解き解決するために必要な基礎力及び応用力を身に付けた専門的職業人を育成します。そのために以下のような目的意識を持った学生を広く受け入れます。

[求める学生像]

「総合コミュニケーション科学」とその基盤となる自然科学に関する知識と技術の修得に努め、ものや仕組みの創造を通じて広い視野から社会の発展に貢献したいという意欲に溢れる人、および、技術革新の進展や産業構造の変化に対応して、新しい知識や技術を修得し社会の発展にさらに貢献したいとする社会人

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

| |
|----------------------------------------|
| 4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。 |
|----------------------------------------|

学則に定められている学部及び大学院の入学資格と、各学部・研究科の入学者受入方針に沿って、入学者選抜を実施している。

情報理工学部では、一般入試（前期日程、後期日程）については、入学者受入方針に掲げるとおり理工

学分野を学ぶために必要な基礎学力（数学、理科）、また国際性の具わった人材を育成するために必要な語学力（英語）に重点を置いた入試科目を設定し、学生を選抜している。

推薦入試（一般）においては、学力試験として理数的基礎知識等を問う総合問題試験と志望動機や勉学意欲等に関する質問や理工系への適性及び基礎的能力を問う内容の面接試験を実施し、学生を選抜している。また、先進理工学科での推薦入試「UECパスポートプログラム」では、専門的な研究能力やコミュニケーション能力を養うことを目的としていることから、志望動機や勉学意欲等に関する質問や理工系への適性及び基礎的能力を問う口頭試問に加え、理科に関する自由研究の発表用資料を準備させた上で発表させる面接試験を実施し、学生を選抜している。

先端工学基礎課程（夜間主）では、昼間に働きながら夜間の修学を希望する者を対象としたAO入試（社会人コース）、夜間の修学を希望する者を対象としたAO入試（インターンシップコース）を実施している。

両コースとも共通の入学者受入方針を掲げ、産業界における技術的課題を工学的に読み解き解決するために必要な基礎力及び応用力を身に付けた専門的職業人を育成することから、AO入試（社会人コース）については、学力試験として理数的基礎知識等を問う総合問題試験と志望動機や勉学意欲等に関する質問や理工系への適性及び基礎的能力を問う内容の面接試験を実施し、学生を選抜している。AO入試（インターンシップコース）については、大学入試センター試験、学力試験として理数的基礎知識等を問う総合問題試験、志望動機や勉学意欲等に関する質問や理工系への適性及び基礎的能力を問う内容の面接試験を実施し、学生を選抜している。

また、上記のほか、帰国子女入試、私費外国人留学生入試、特別編入学（推薦、学力）を実施し、多様な選抜方法により学生を選抜している。

大学院においても、両研究科の入学者受入方針を掲げ、広く国内外から受け入れるよう多様な選抜を実施している。情報理工学研究科は、博士前期課程では一般選抜（外国人留学生を含む。）、推薦入学、社会人特別選抜、博士後期課程では4月及び10月入学のための一般選抜及び社会人特別選抜（8月入試、2月入試の2回）を実施している。

情報システム学研究科は、博士前期課程では4月及び10月入学のための一般選抜（外国人留学生を含む。）及び社会人選抜（7月入試、10月入試、2月入試の3回）、特別選抜（学校推薦、自己推薦）、博士後期課程では4月及び10月入学のための一般選抜及び社会人選抜（7月入試、10月入試、2月入試の3回）を実施している。なお、両研究科とも、博士後期課程の受験に際し、外国居住者の場合、インターネット利用等の方法により学外で口頭試問及び面接を実施できる体制を整えている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部の入学者選抜は、情報理工学部教授会に置かれた専門委員会である、学部長、アドミッションセンター長等から構成される入学試験委員会において予備選考を行っており、その結果に基づいて情報理工学部代議員会で審議している。

学部の入学者選抜の実施体制は、特別編入学試験（推薦及び学力）、推薦入試、AO入試においては学部長を、一般入試、帰国子女入試、私費外国人留学生入試においては教育担当の副学長を本部長とする入学試験実施本部を設置し、実施している。また、当該委員会に置いている学力検査部会及び特別検査部会が出題と採点を担当し、同一答案を複数教員により採点するチェック体制、出題内容の検討と改善等を行う体制が確立されている。

大学院の入学者選抜は、情報理工学研究科では、同研究科教授会に置かれた専門委員会である、研究科

長、アドミッションセンター長等から構成される同研究科入学試験委員会で予備選考を行っており、その結果を基に情報理工学研究科代議員会で審議している。情報システム学研究科では、同研究科教授会構成員のうち各専攻から選出された者2人及び委員長が認めた者から構成される同研究科入学試験委員会において予備選考を行い、同研究科教授会において選考を行っている。また、大学院の入学選抜の実施体制は、すべての試験において研究科長を本部長とする実施体制とし、学部準じた入学試験実施本部を設置し、実施している。出題等についても学部準じた体制としている。

これらのことから、入学選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

平成22年4月の学部及び大学院の改組並びに全学的な組織体制の再編に伴い、教育、学生支援、学生受入に係る方針の企画・立案や、教育等の改善・向上のための企画・実施及び総合的な支援を目的として全学教育・学生支援機構を設置し、その組織の一つとしてアドミッションセンターを設置している。当該センターは入学選抜についての基本方針、選抜方法についての調査研究や入試分析を行う調査研究部門と、広報戦略の企画・立案等を行う入試広報部門の2部門から組織されている。具体的には、入学選抜方法が入学者受入方針に沿ったものとなっているかを検証する方法の検討、入学者の入学後の成績についての調査・分析等を実施しており、その結果として、入学選抜方法を改善した例は、情報理工学部先進理工学科への推薦入試「UECパスポートプログラム」の導入、情報システム学研究科（博士前期課程）の試験科目として「基礎数学」の新設がある。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する、学部と研究科単位での実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成24年4月に開設された情報理工学部の3年次編入については平成24～27年度の4年分。）

〔学士課程〕

- ・ 情報理工学部：1.03倍
- ・ 情報理工学部（3年次編入）：1.01倍

〔博士前期課程〕

- ・ 情報理工学研究科：1.10倍
- ・ 情報システム学研究科：1.03倍

〔博士後期課程〕

- ・ 情報理工学研究科：1.18倍
- ・ 情報システム学研究科：0.69倍

情報システム学研究科（博士後期課程）については入学定員充足率が低い。充足率不足を解消するため、学内外において年5回の入試説明会を開催し、他大学、公的研究機関及び民間企業からの社会人学生等の受入を促進する広報活動を行い、平成26年度入試からは年3回の入学試験を実施するなどの取組を行っている。また、平成28年4月から、情報理工学研究科及び情報システム学研究科の2研究科を統合し、1研

電気通信大学

究科に改組再編することとしており、それに伴い、入学定員が見直されている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一つの研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

情報理工学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、「総合コミュニケーション科学」に関わる科学技術の諸分野において高度な専門能力を育み、幅広く深い教養を授け、主体性・国際性・倫理意識を育成する教育を展開し、科学者・技術者として総合的実践力ある人材を育成すること」としている。

その上で、「科学的思考能力の養成」「科学者・技術者としての倫理意識および人間性・国際性の養成」、並びに他人の考えを正しく理解し自分の考えを人に正しく伝える「論理的コミュニケーション能力の習得」を、全学科・課程に共通する学習・教育目標とし、さらに、各学科・課程では、それぞれの教育目的に沿う専門的能力について学科・課程特有の学習・教育目標を設定している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

情報理工学部では、学部の教育方針、全学科・課程に共通する学習・教育目標、各学科・課程特有の学習・教育目標を定めており、これらに基づいた教育課程の履修要件を満たした者に学士（工学）の学位を授与することとしている。

同学部の教育課程は、人間性の陶冶に資する教養教育である総合文化科目、自ら進んでテーマを見つけ問題を解決していくために必要な基礎能力の啓発を目的として入学直後から始める実践教育科目、基礎から各学科及び3年次からの専門コース（夜間主では課程及び3年次からのプログラム）の専門性へと系統

的に展開する専門科目の3つの科目分野から構成されている。

総合文化科目は、1～4年次までの教養教育課程を体系的に編成しており、人文・社会科学科目、言語文化科目、健康・スポーツ科学科目（昼間）・健康科学科目（夜間主）、理工系教養科目、国際科目（昼間のみ）と、1～2年次において学習した人文・社会科学科目、言語文化科目等の内容を踏まえて、3～4年次においてさらに講義テーマを絞って深く学習する上級科目の科目区分で編成されている。

実践教育科目は、初年次導入科目、倫理・キャリア教育科目（昼間のみ）、技術英語科目（昼間のみ）、産学連携教育科目（夜間主のみ）、技術者教養科目（夜間主のみ）の科目区分で構成されている。初年次導入科目は、理工系の直接の基礎となる実験科目及び情報科目で構成され、1年次において学習し、倫理・キャリア教育科目、技術英語科目、産学連携教育科目、技術者教養科目は、社会や国際的に活躍するために必要な技術者としての能力、実践力等を学習し身に付けることを目的としており、主に2～4年次において、段階的に学習する。

専門科目は、理数基礎科目、学科専門基礎科目（昼間のみ）、専門基礎科目（夜間主のみ）、専門科目の科目区分で構成されている。理数基礎科目は、数学、基礎科学（物理、化学）に関する科目等で構成され、1年次において学習し、学科専門基礎科目、専門基礎科目は専門科目の基礎として位置付けられ、2～3年次において学習し、専門科目は、各学科・課程の学習目的に基づき系統的に履修するための科目として、学科専門基礎科目、専門基礎科目の上位に位置付けられ、3～4年次において学習する。

各学科・課程の卒業所要単位の合計は、総合情報学科と知能機械工学科は128単位、情報・通信工学科と先進理工学科は126単位、先端工学基礎課程は124単位である。必修科目、選択科目のバランスについては、学生に専門分野における十分な基礎学力を修得させる一方で、科目の選択の幅を広げることを考慮したものとなっている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該大学では、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮して、教育課程の編成や授業科目の内容において、以下のような施策を実施している。

- (1) 学士課程教育と博士前期課程教育の連携と連続性を図るとともに、優秀な学部学生に大学院授業科目を受講する機会を与えるため、大学院連携科目等を先行履修できる制度を設けている。例えば情報理工学研究科の平成26年度先行履修者数は延べ1,002人である。
- (2) 平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業（就業力GP）」に採択された「就職率4年卒業率向上のための学年横断教育」、その後継として、平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」として採択された「関東山梨地域大学連携による産業界等のニーズに対応した教育改善」において、産業界出身者を特任講師として起用し、1年次と3年次の学年横断教育、事業所見学等を含む体系的なキャリア教育を実施している。支援期間終了後も大学内で事業経費として予算配分を行い、取組を継続している。また、平成26年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】インターンシップ等の取組拡大」に採択された「広域多摩中小企業インターンシップ推進事業」において、連携校7大学と参加企業・団体で広域多摩中小企業インターンシップ推進委員会を結成し、中小企業インターンシッププログラム等を通して、インターンシップ等の拡大を図るための体制整備に取り組んでいる。平成26年度に実施した短期中

- 小企業インターンシップには、当該大学から 53 人の学生が参加している。
- (3) 多摩地区国立 5 大学（東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、一橋大学、電気通信大学）において、相互の交流と教育課程の充実を図るために、単位互換制度を実施している。
 - (4) 先端工学基礎課程（夜間主）において、放送大学との単位互換制度を実施している。
 - (5) サークル的活動を行う「ロボメカ工房」、授業を展開する「電子工学工房」「情報工学工房」「宇宙通信工学」等を通じて、体験教育を実施しており、各種コンテストにおいて入賞するなどの成果を挙げている。
 - (6) 3 年次特別編入学生に対して、入学前に高等専門学校等で取得した単位を認定するようにしている。
 - (7) 学部教育の国際化の一つとして、交換留学生と一緒に受講し、英語で授業が実施される国際科目を開講している。また、国際的に活躍する技術者として必要な英語のコミュニケーション能力を養う技術英語科目を必修科目として、1 クラス 30 人前後の少人数制で開講している。
 - (8) 交流協定校と交換留学生制度を設けて交流協定校からの留学生の受入、学生派遣留学を行っている。
 - (9) 平成 23 年度文部科学省「理数学生育成支援事業」に採択された「UEC パスポートプログラム―「突破力」の養成を目指して―」において、科学者・技術者として活躍するための「突破力」を養うために、特別カリキュラム「UEC パスポートプログラム」を組み、1～3 年次の授業で開講している。また、支援期間終了後においても大学内で事業経費として予算配分を行い、取組を継続している。
 - (10) 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定について、学則に定めている。
 - (11) 教育における産学連携及び科学技術教育と位置付けて、職業意識を高め、社会人基礎力を身に付けさせる「インターンシップ」を開講している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

情報理工学部では、総合文化科目、実践教育科目、専門科目の科目分野について、講義 73.7%、講義・演習 2.2%、演習 12.3%、実験 5.2%、実技・実習 5.8%、卒業研究 0.8%のバランスは適切である。

1 年次においては、「基礎科学実験 A」（物理）、「基礎科学実験 B」（化学）等の基礎実験や「コンピュータリテラシー」「基礎プログラミング及び演習」等の基礎的な演習を開講している。また、2～4 年次においても演習、実験形式の授業を実施している。さらに、講義と演習を組み合わせることで、より理解を深めやすくしているなどの努力もあり、講義や演習等のバランスは保たれている。

それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導を行うための工夫としては以下の例がある。

- (1) 少人数制による双方向、相互啓発を目的として、8 つの大きなテーマに基づき開講される上級科目、言語文化科目の「語学演習」を実施している。
- (2) 国際性、コミュニケーション能力、表現力の涵養を図るための Project Based Learning（以下「PBL」という。）型授業として「総合コミュニケーション科学」「外国語演習」「Technical English - Basic English for Science」等を実施している。
- (3) 短期留学生向けに開講されている英語で行われる授業科目群のうちの 26 科目を、学部の国際科目として開講している。
- (4) TOEFL、TOEIC の基準点以上（TOEFL（PBT）480 点以上、TOEFL（CBT）

157点以上、TOEFL (iBT) 54点以上、TOEIC529点以上)、実用英語技能検定の2級以上を共通単位として認定している。

- (5) 倫理・キャリア教育科目においてワークショップ形式やPBLによる少人数のグループ授業等を実施している。
- (6) 学部学生、大学院学生をTAとして、産業界OB人材をTTA (チームティーチング・アシスタント) として採用し、特に実験、演習、キャリア教育科目を中心に授業の補助として活用している。
- (7) 平成22年度文部科学省就業力GPに採択された「就職率4年卒業率向上のための学年横断教育」による「キャリア教育演習」「キャリア教育リーダー演習」における学年横断型の演習の実施、概算要求事項「イノベティブPBL」による「エンジニアリングデザイン1」「エンジニアリングデザイン2」等におけるPBL型授業を実施している。
- (8) e-learning システム、学習ポートフォリオ、講義配信システム等のメディアを活用している。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2② 単位の实质化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行われている。

学生の主体的な学習を促し、十分かつ必要な学習時間を確保するため、シラバスにおいて授業時間外の学習(予習・復習等)等について表記し、また授業によってはレポートや小テストを課している。

大学教育センター教育推進部門では、授業評価アンケートにより「授業の予習・復習・レポート等に当てた時間」を調査している。その結果によれば、講義、実験科目1科目についての授業外学習時間は、それぞれ、0.7時間/週、3.5時間/週である。1日当たりの講義、実験の履修科目数は、それぞれ、平均2.3科目、0.1科目履修であり、これらから推算した1日当たりの平均授業外学習時間は2.0時間である。

これらのことから、単位の实质化への配慮がなされていると判断する。

5-2-2③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各学科・課程において、学部の教育目的に沿った学習・教育目標を定め、教育課程を編成し、シラバスを作成している。シラバスの内容については、大学教育センターで平成21年度に記入要領の検証と見直しを行い、記載項目を改めている。これらは、授業や成績評価に関する授業時間外の学習(予習・復習等)、成績評価方法及び評価基準(最低到達基準を含む)等の必要情報を網羅している。教員向けのシラバス記入要領において、記入方法を適切な記入例を挙げて、分かりやすく示している。なお、情報理工学部教育委員会において、シラバスの全項目の記載確認及びその記載内容の見直し作業を行う体制を整えている。

シラバスは、各学科等で掲載内容の確認を行った上で、大学ウェブサイト上のシラバスデータベースにおいて公開し、学外からも閲覧できるようにしているとともに、学務情報システムにおいて履修登録を行う際にもシラバスを容易に参照できるような仕様としている。また、履修ガイダンスではシラバスを確認した上で履修登録するよう周知を図っている。

学生は授業科目を選択、履修、予習、復習する上でシラバスを参考としている。学生による授業評価アンケートにおいて「シラバスに沿って授業が行われましたか。」という設問に対して、6割以上の学生が「そう思う」「ややそう思う」と回答している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、履修登録の際等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

情報理工学部の昼間2年次終了時に「コース選択審査」を、夜間主3年次終了時に「輪講履修条件」の確認を、昼間と夜間主3年次終了時に「卒業研究着手審査」をそれぞれ実施し、学業の進捗管理を行うとともに、学生支援担当によって適切な指導、助言に努めている。また、基礎学力が不足している学生に対する補習授業として「数学補習授業」を実施している。

なお、学生の基礎学力の状況を把握するために、数学基礎学力判定試験の実施や、技術英語科目においては、TOEIC-IPテスト（昼間のみ、大学が費用負担。）を実施し、これらの試験の結果等を踏まえて、授業の内容等を検討している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

情報理工学部には、昼夜開講の先端工学基礎課程（夜間主）が設置されており、その課程の中で、社会人学生を対象とする「社会人コース」と社会人以外で夜間の修学を希望する学生を対象とする「インターシップコース」の2つのコース（履修タイプ）がある。

同課程の授業は、平日は第6時限（17時50分から19時20分）、第7時限（19時30分から21時）に開講され、「社会人コース」向けの授業は、第7時限に多く配置されている。土曜日は第1時限（9時から10時30分）から第5時限（16時15分から17時45分）まで開講され、実験、演習科目を多く配置するなど、有職社会人に配慮されている。

また、講義配信システムで前学期・後学期ともに10コマずつの講義を配信し、e-learningシステムでそれぞれ13コマずつを活用して、仕事等のやむを得ない理由によって、授業に出席できないことがある有職社会人に配慮している。そのほか、放送大学の授業を履修し修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該大学の単位として認定する制度も実施している。

さらに、昼間に開講する授業科目を30単位まで履修することができるフレキシブルな受講機会を用意している。

職業を有するなどの事情により、授業履修の機会や研究指導を受ける時間が制限され、所定の修業年限で修了することが困難な学生に対して長期履修制度を設けている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

情報理工学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は以下のように定められている。

「以下の項目を満たしたものに学位を授与する。

(1) 幅広く深い科学的思考能力

情報理工学の分野で自立した専門技術者となるために、必要な学問を基礎から体系的に学び、応用力、柔軟性、創造性などの実践的な能力を身につけていること。

(2) 科学者・技術者としての倫理意識および人間性・国際性

グローバル化した科学・技術のもたらす人間・社会・環境への影響について深く理解する力を身につけていること。自分の携わる科学・技術と国際社会・環境との関わり方を意識し、高い倫理性をもって自ら行動する能力を身につけていること。

(3) 論理的コミュニケーション能力

文書作成、口頭発表等を通じて正確かつ論理的に情報を伝え、効果的な討論を行うなどの能力をもち、他人の考えを正しく理解し、自分の考えを人に正しく伝える能力を身につけていること。コミュニケーション手段・技術を活用して、社会に貢献できる専門的知識と技術を身につけていること。」

また、教育方針として全学科・課程に共通する学習・教育目標、学習上の指針並びに各学科・課程における教育目的、学習・教育目標を学修要覧に記載し、卒業までに身に付けるべき知識・能力を示している。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価については、学則第43条において、「授業科目の履修成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表わし、可以上を合格とする。ただし、輪講及び卒業研究の成績は、合格、不合格とする。」と定めている。成績評価の基準及び評価平均は学部教育委員会において定めている。また各成績の評価基準及び総合評価点数との関係（授業内容の100%修得をもって総合評価100点とする。）等を、学修要覧や大学ウェブサイトに掲載し、入学時のオリエンテーションにおいて周知を図っている。各科目の成績評価方法及び評価基準（最低達成基準を含む。）については、シラバスに掲載している。

また、毎年度成績評価分布を分析している。さらに、卒業要件に係る科目の評価平均の算出法や、学部2年次終了時に行うコース選択審査において従来の指定された科目の合否による審査に加えて、GPA（Grade Point Average）と卒業に関わる取得単位数により審査する学修内容を考慮した方法を取り入れ、学修要覧に示している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

学生は大学ウェブサイト上の「学務情報システム」で各自の成績評価を確認できる。また、オフィスアワーにおいて、成績に関する相談も可能としている。さらに、成績に対する異議申立て制度について、学修要覧に掲載し、入学時のオリエンテーションでも周知を図っている。

成績評価のガイドラインを設け、「秀」は単位取得者（不可は含まない。）の上位10%程度まで、かつ「秀」と「優」を合わせて40%程度までを原則としている。大学教育センター教育推進部門において、成績分布の調査分析を行っており、おおむねガイドラインに沿った成績評価が行われていることを確認している。

これらのことから評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定基準については、情報理工学部履修規程第3条及び別表2において卒業審査の基準となる卒業所要単位を定めており、これらの規程及び情報理工学部代議員会規程に基づき、同代議員会において、学生の卒業について適切に審議し、学則第52条に基づき、教授会の議を経て学長が卒業を認めている。また卒業のための審査基準は学修要覧に掲載され、入学時のオリエンテーションにおいて周知を図っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

学則第6条及び別表第3に定めた各研究科の目的に従いつつ、情報理工学研究科では各専攻の学修・教育目標、領域・目的、教育目的、学修目標等が定められ、専攻の各コースの教育方針等も定められている。また、情報システム学研究科では教育の基本方針、教育指導の基本方針が定められ、各専攻の学修・教育目標が定められている。

例えば、情報理工学研究科総合情報学専攻メディア情報学コースでは、教育の基本方針を以下のように定めている。

「メディア情報学コースでは、情報学、コミュニケーション学を基盤とし、高度なコミュニケーション社会に関するメディアと人間との関わりを多面的に分析・解析するとともに、高度なコミュニケーション社会で重要な役割を担う新たなメディアの創造を促す教育・研究を行う。本コースが育成を目指す人材は、十分な総合情報学的素養を身に付けたメディア技術の高度な「技術者力」のある高度専門技術者である。加えて、メディアを用いた社会システムの提案・運用、芸術作品等の企画・制作において、自由で自主的な発想を持ち学際的・多角的な視点から思考できる人材を育成する。このような人材の育成にあたっては、高度な専門知識の修得のみならず、グループ討論や創造的研究活動を重視し、自ら発想し、行動でき、指導的な役割を担い得る能力を養成する。カリキュラムの特徴を次に示す。

1. 高度専門技術者として実社会の諸問題について情報処理技術を用いて分析、解析可能な実力を備えることを目指す。
2. メディアとその創造・解析に関わる情報処理技術、コミュニケーションに関する科学的、人文社会科学的な解析についての専門的知識を修得し、実践に応用可能な力を体得する。
3. グループ討論や創造的研究活動によって、問題を解決するためのメディア情報処理技術、解析法を自ら発想・活用する能力と、組織活動において指導的な役割を担い得る能力を育てる。」

その他の専攻・コースについても同様に定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院は、学部積上げ型の情報理工学研究科と独立研究科である情報システム学研究科から構成されている。各研究科において、研究科の目的、教育方針及び各専攻の学修・教育目標が定められており、これらに基づいた教育課程の履修要件を満たした者に、情報理工学研究科では修士・博士（工学、理学、学術）、

情報システム学研究科では修士・博士（工学、学術）の学位を授与している。

情報理工学研究科の教育課程は、全専攻共通の大学院共通教育科目、大学院教養教育科目、大学院実践教育科目、専攻ごとに開講する大学院専門教育科目の4つの科目区分から構成されている。なお、大学院専門教育科目において、学士課程との連携を強化するため、学部学生の先行履修を可能とする連携専門科目を配置している。

情報理工学研究科（博士前期課程）においては、修了所要単位 30 単位以上のうち、大学院共通教育科目から2単位以上、大学院実践教育科目から8単位以上、大学院専門教育科目から16単位以上を修得することを求め、専門知識の修得並びに他の分野の専門知識を必要な時に修得する上で、不可欠な基礎学力を十分身に付けられるよう広範な科目区分で構成された教育課程を編成している。博士後期課程においても修了所要単位8単位以上のうち大学院教養教育科目から2単位以上を修得することを求め、ノンアカデミア分野でも活躍できる幅広い専門性を得られるように配慮している。

情報システム学研究科の教育課程は、専攻ごとに研究内容に応じた最先端の科目を講義する専門科目、連携教育機関に所属する客員教員が各々の産業界の動向を講義する応用科目、外部の研究者が様々なトピックを広く若しくは深く講義する特別科目、情報システムに関する専門的な知識、実践的な技術を教授する基礎科目、輪講、演習、実験により高度な知識と実践的な技術を教授する必修科目の5つの科目区分から構成している。なお、基礎科目は、特に情報系学部以外を卒業した学生に情報系の基礎言語やスキルを修得させることを目的として開設しており、専門教育を受けるための下地作りに配慮している。

情報システム学研究科（博士前期課程）においては、修了所要単位 30 単位のうち必修科目を12単位以上、選択科目を18単位以上、博士後期課程においては、修了所要単位16単位のうち必修科目を12単位以上、選択科目を4単位以上履修することが求められている。なお、他専攻で開設する科目についても所属専攻のものと同様に単位を認定することとしている。

また、各研究科の学修要覧において、専攻ごとのコースツリー（履修モデル）を掲載し、体系的に編成された教育課程を分かりやすく図示している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮して、教育課程の編成や授業科目の内容において、以下のような配慮を行っている。

- (1) 情報理工学研究科では、企業等の最先端で活躍する研究者等がオムニバス形式で講義を行う「先端技術開発特論」や、複数のベンチャー企業経営者等による「ベンチャービジネス特論」、産学官連携センター知的財産部門が主に担当する「知的財産権特論」を開講している。
- (2) 情報システム学研究科では、企業や研究所等、連携機関からの客員教員によって最先端の研究内容を反映させた講義科目を開講している。
- (3) 就業体験を通じた職業適性、将来設計の検討、職業意識や自主性の涵養等に資するために「大学院インターンシップ」を開講しており、インターンシップ担当の特任教授を配置しマッチングを行っている。
- (4) 情報理工学研究科では、学生の英語力やプレゼンテーション能力向上を目的とした「大学院技術英語」を開講している。

- (5) 情報理工学研究科では、英語による専門科目を開講している。(英語のみの科目を「英語ベースⅠ」、英語と日本語を併用する科目を「英語ベースⅡ」として区分。)
- (6) 研究科の他専攻や他研究科の科目を履修し単位認定する仕組みを整備している。
- (7) 他の大学院との単位互換や海外の協定校で修得した単位、入学前の既修得単位について認定を行っている。
- (8) 2学期制を採用し、入学時期を4月と10月の年2回設けている。また、修了の時期を博士前期課程は9月と3月の年2回、博士後期課程は6月、9月、12月、3月の年4回としている。
- (9) 平成24年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「産学官協同ネットワークによるイノベーション博士養成と地域再生」により、スーパー連携大学院プログラムを基盤に、従来のアカデミア志向の教育とは一線を画するより実践的な大学院教育を実施している。
- (10) 教員の著書等を授業の教材として使用するなど、教員による研究成果を反映させた授業を実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-1① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

情報理工学研究科ではその教育目的に沿い、博士前期課程では大学院専門教育科目において、各専攻の教育領域の基礎を連携専門科目の講義により培い、それを踏まえた専門性の高い内容を専門展開科目の講義により教授している。これらに加え、学生の個々の専門領域については少人数による輪講において指導教員による指導を演習として行っており、その授業形態の割合は、講義がほとんどであるが、講義・演習、演習、実験を合わせた割合は、情報理工学研究科では12%、情報システム学研究科では34%である。博士後期課程ではさらに高度のスクーリングを実施している。

また、同研究科では、英語による授業として「英語ベースⅠ(英語だけで講義する科目)」を4科目、「英語ベースⅡ(英語と日本語を併用して講義する科目)」を平成26年度で34科目開講しているほか、世界最高水準の先導的ITスペシャリストを育成することを目的として実施している「高度IT人材育成のための実践的ソフトウェア開発専修プログラム」において、講義と演習を組み合わせた授業を開講している。

情報システム学研究科では、その教育・研究領域である情報システム学に関する基礎を、博士前期課程開講の「基礎科目」の講義によって培うとともに、1年次通年の合同輪講と2年間にわたり開講する輪講、演習、実験によってさらに高度の知識と研究開発能力を身に付けさせている。博士後期課程においては、上記の領域について、広い視野を持たせるために情報理工学研究科と同様に高度のスクーリングを実施している。なお、同研究科は、様々なバックグラウンドを持った学生に情報システム学の専門的な知識を身に付けさせること、また、それらを活用できるような実践的教育を行うことを基本方針に掲げており、講義と演習を合わせて行う、より実践的な授業の割合が情報理工学研究科より高くなっている。

このほか、イノベーション博士人材の養成を目指し、国公立大学のほか企業、研究機関等の産学官が参画して実施しているスーパー連携大学院プログラムにおいて、遠隔教育による単位互換を実施し、現役社長との議論の場を提供する科目等、特色ある博士教育を実施している。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行われている。

また、各研究科の学修要覧に履修モデル（コースツリー）を掲載し、入学時の履修ガイダンスや各専攻によるガイダンスによって組織的な履修指導を行っているほか、学年の初めに指導教員の指導に従って1年間の履修計画を立て、「年間履修計画書」として教務課に提出させている。研究指導については、学年の初めに研究及び教育計画の概要を記す「研究指導計画書」を学生と相談の上作成させている。これらの計画書の作成に当たり、学生の授業時間外の学習時間等を配慮して、学生の自主学習を促している。なお、授業評価アンケートの結果によれば、1科目当たりの予習・復習・レポート作成等に充てる時間は、平均約0.8時間/週である。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

情報理工学研究科及び情報システム学研究科の双方において、科目基礎情報として授業科目名に続き、科目の諸客観的情報を、また講義情報として主題及び達成目標、講義の狙い、成績評価方法と評価基準等、学生が科目を選択・履修する上での参考となる情報を記したシラバスを作成している。その内容については、大学教育センターが定めている記入要領に基づいている。

なお、情報理工学研究科教育委員会及び情報システム学研究科教務委員会において、シラバスの記載項目や内容の見直し等の作業を行う体制を整えている。

シラバスは、各専攻で掲載内容の確認を行った上で、大学ウェブサイト上のシラバスデータベースにおいて公開され、学外からも閲覧できるようにしている。また、学務情報システムにおいて履修登録を行う際にもシラバスを容易に参照できるような仕様としている。

シラバスの活用については、自らの学位論文研究を進めるに当たって、指導教員と履修計画を立てる際に研究に必要な授業科目の内容を確認しながら行っていくなどの利用方法を履修ガイダンスや学修要覧で説明している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、履修計画を立てる際に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院においては、大学院設置基準第14条（教育方法の特例）の適用が認められている。同規定が適用される各専攻において夜間での受講や研究指導を希望する学生は、担当教員と相談の上で個別に授業や研究指導の時間を設定している。

このことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

各研究科の履修規程において、研究指導を行うために学生ごとに複数の指導教員を置いている。研究の進行により研究内容が変化した場合には、指導教員を変更してより適切な指導が受けられるように配慮している。

研究指導に当たっては、教員は学生と相談の上で年間の指導計画や内容を記載した「研究指導計画書」を作成し、それに基づいて指導している。

学位論文に対する指導は主として指導教員により行われるが、各専攻で中間発表会を実施して他の教員のアドバイスを受けられるように配慮している。また、将来教員や研究者になるためのトレーニングの機会としてTA制度を活用し、多くの学生を学部教育へ参画させることにより学生の総合的な指導力養成を目指している。

また、大学院学生の研究活動を支援するため、学生等派遣助成事業として国際会議における研究発表に係る派遣助成制度を導入し、海外の学会等への参加を促して大学院学生の研究力強化促進を図っている。

このほか、高度IT人材育成のための実践的ソフトウェア開発専修プログラムやスーパー連携大学院プログラム等、他大学や産業界との強い連携によって実施している特別プログラムにおいては、当該大学の教員以外からも様々な形で研究に対する指導を受けることが可能となっている。

なお、平成27年度より、博士前期課程、博士後期課程の在学学生全員を対象として、CITI Japan プロジェクトによるe-learningプログラムの修了を義務付けている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院博士前期課程と博士後期課程の学位授与方針を以下のように定めている。

「以下の項目を満たしたものに学位を授与する。

(1) 幅広く深い科学的思考能力

情報理工学の先端領域で幅広い視野をもったイノベーティブな高度専門技術者・科学者となるために、確かな基礎学力の上に高度な専門分野の知識と広い教養を身につけ、課題解決のための応用力、柔軟性、創造性などの実践的な研究力と開発力を身につけていること。

(2) 科学者・技術者としての倫理意識および人間性・国際性

グローバル化した科学・技術のもたらす人間・社会・環境への影響と多様な文化や価値観を理解する国際性を身につけていること。自分の携わる先端の科学・技術と国際社会・環境との関わり方を意識し、高い倫理性をもって自ら行動する能力を身につけていること。

(3) 論理的コミュニケーション能力

専門分野の知識と応用力を活用して、最先端の課題に対する研究成果の発表を通じて、論理的で深い思考のもとに、研究・開発における成果や課題について実りのある討論を進める能力を身につけていること。高度なコミュニケーション手段・技術を活用して、社会に貢献できる先端的な専門的知識と応用力を身につけていること。」

ただし、博士前期課程と博士後期課程が同一の学位授与方針となっていることから、両課程の違いを明らかにすることが望まれる。

なお、教育指導の基本方針、各専攻の学修・教育目標を学修要覧に記載し、修了するまでに身に付ける

べき知識・能力について示している。

これらのことから、学位授与方針が定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

学則第62条において、「授業科目の履修成績は、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。ただし、別に定める授業科目の成績は、合格、不合格とする。」と定めている。成績評価の方法及び合格、不合格をもって成績を評価する授業科目については、各研究科の学修要覧に掲載し、その取扱いについては各研究科の申合せで定めている。また、各科目の成績評価方法及び評価基準は、授業内容の100%修得をもって総合評価100点とした上で、「優：優れている、総合評価80点以上。良：妥当と認められる、70点以上。可：合格の最低基準は満たしている、60点以上。不可：合格の最低基準を満たしていない、60点未満。」としている。

以上はシラバス及び大学ウェブサイトにおいて公表され、そのほかに新入生オリエンテーションにおいても学生に周知が図られている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

大学院では学部の成績評価ガイドラインを準用し、教員間で情報を共有することにより成績評価に偏りがないように努めている。

学生は大学ウェブサイト上の学務情報システムで各自の成績評価を確認できるほか、シラバスにおいて授業ごとの成績評価基準を確認することができる。また、学生はオフィスアワーにおいて、成績に関する相談も可能としている。このほか、成績に対する異議申立て制度を設け、学修要覧に掲載し、入学時のオリエンテーションでも周知を図っている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

情報理工学研究科及び情報システム学研究科において、学位論文に係る評価基準として論文審査項目を策定し、(1) 課題設定、(2) 研究への取組み、(3) 研究成果およびその発表、(4) 論文作成、(5) プレゼンテーション等について、それぞれ適格性を審査する内容を説明し、審査項目に従って学位論文の評価を行っている。また、これらは学修要覧に掲載し、学生に周知を図っている。

学位論文審査の体制は、学位規程及び両研究科の学位審査要項に基づき整備されている。博士前期課程においては、情報理工学研究科では2人以上、情報システム学研究科では3人以上の論文審査委員を教授会で選出し、論文発表会での審査及び最終試験を行い、専攻会議、さらに、教授会の議を経て学位授与が決定されている。博士後期課程においては、教授会において5人以上の論文審査委員を選出し、学位論文

発表会を開催している。学位論文審査及び最終試験の判定に関する申合せに基づき、学位論文の審査、関連論文（公表された論文の内容に直接関係のある学位申請者著作の論文）の精査及び論文を中心とした関連のある科目と外国語の試験を行って審査を実施し、各審査項目に対する評価は「評価シート」を用い、研究科ごとの人材養成目的に掲げる能力を有しているかどうかについて厳格な成績評価を行っている。これらの評価に基づき論文審査会、専攻会議、及び研究科教授会の議を経て学位授与が決定されている。なお、両研究科で定められている学位論文審査及び最終試験の判定に関する申合せは、大学ウェブサイトの学内専用ページにおいて学生にも周知が図られている。

なお、論文審査委員会主査に対して審査結果報告書と併せて「剽窃検知・独自性検証オンラインツール」確認報告書の提出を求め、論文の内容の評価とともに捏造、改ざん、盗用等が無いことを確認している。

また、学位審査に関する異議申立て制度が設けられ、学修要覧に掲載されている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 正規授業「電子工学工房」「情報工学工房」「宇宙通信工学」や、サークル的活動を行う「ロボメカ工房」を通じて、体験教育を実施しており、各種コンテストにおいて入賞するなどの成果も挙げている。
- 教員向けのシラバス記入要領は、授業や成績評価に関する授業時間外の学習（予習・復習等）、成績評価方法及び評価基準（最低到達基準を含む。）等の記入方法を、適切な記入例を挙げて、分かりやすく示している。
- 成績評価のガイドラインを設け、秀、優の比率の目安を定めており、おおむねガイドラインに沿った成績評価が行われている。
- 平成 22 年度文部科学省就業力GPに採択された「就職率4年卒業率向上のための学年横断教育」において、1年次と3年次が同じクラスで学ぶ学年横断教育を必修科目として導入する取組を行い、その後継として、平成 24 年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「関東山梨地域大学連携による産業界等のニーズに対応した教育改善」においては、産業界出身者を特任講師として起用し、学年横断教育、事業所見学等でキャリア教育を実施しており、支援期間終了後も大学内で事業経費として予算配分を行い、取組を継続している。また、平成 26 年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】インターンシップ等の取組拡大」に採択された「広域多摩中小企業インターンシップ推進事業」において、インターンシップ等の拡大を図るための体制整備に取り組んでいる。
- 平成 23 年度文部科学省「理数学生育成支援事業」に採択された「UECパスポートプログラムー「突破力」の養成を目指してー」においては、特別カリキュラム「UECパスポートプログラム」が策定され、支援期間終了後においても大学内で事業経費として予算配分を行い、取組を継続している。
- 平成 24 年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「産学官協働ネットワークによるイノベーション博士養成と地域再生」においては、スーパー連携大学院プログラムを基盤にして大学院博士前期課程及び後期課程を含む5年間一貫の教育プログラムを導入し、従来のアカデミア志向の教育とは一線を画するより実践的な大学院教育を実施している。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程の進級・卒業状況等についての、平成22～26年度までの平均値は以下のとおりである。

2年次終了時期のコース選択審査（昼間のみ）での合格率は79.6%、3年次終了時期の卒業研究着手審査の合格率は84.3%、標準修業年限内での卒業率は昼間で72.0%、夜間主では49.0%である。また、「標準修業年限×1.5年」内卒業率は昼間で86.4%、夜間主で74.5%である。

履修者に対する単位取得の割合（学部単位修得率）は、昼間で80.4%、夜間主で73.8%である。休学者率は、昼間で3.9%、夜間主で7.8%である。退学及び除籍者の割合は、昼間2.6%、夜間主で6.8%である。

なお、修業年限内卒業率（昼間コース）は他大学の工学系学部に比べて低い値になっているが、これは、2年次終了時での「コース選択審査」、3年次終了時での「卒業研究着手審査」を設け、厳格な進級審査を行っており、留年者数が比較的多いためである。ただし、退学及び除籍者の割合は高くなく、留年者の多くも卒業している。

学生には、学会等への参加を奨励しており、平成22～26年度の各年度は3～7件の学会賞等の受賞につながっている。

大学院課程の修了状況については、平成22～26年度の博士前期課程での標準年限内修了率の平均値は、情報理工学研究科で91.9%、情報システム学研究科では84.2%である。博士後期課程では、情報理工学研究科で43.6%、情報システム学研究科では31.9%である。また博士前期課程での「標準修業年限×1.5」年内修了率の平均値は、情報理工学研究科で95.5%、情報システム学研究科で86.9%であり、博士後期課程では、情報理工学研究科で55.8%、情報システム学研究科で46.5%である。

履修者に対する単位取得の割合（大学院単位修得率）は、両研究科の前期・後期課程とも約90%である。

休学者の割合は、情報理工学研究科（電気通信学研究科を含む。）では前期課程で3.2%、後期課程で13.0%、情報システム学研究科では前期課程で6.5%、後期課程で31.9%とやや高い。退学・除籍率は、情報理工学研究科では前期課程で1.8%、後期課程で10.4%であり、情報システム学研究科では前期課程で5.5%、後期課程で10.7%である。

大学院課程の学会等表彰の平成22～26年度の実績については、情報理工学研究科では毎年度32～44件、情報システム学研究科では4～12件である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程及び大学院課程ともに、毎学期すべての科目を対象として実施する授業評価アンケートにおいて、(1) 学生の出席、(2) 学生の取組み、(3) 学生の自習・努力、(4) 学生の習得度、(5) 教員の準備、(6) 理解しやすさ、(7) 声・助言、(8) 文字・構成、(9) 教材・課題、(10) 速度・レベル、(11) シラバス遵守、(12) 総合評価の12種の基本的内容に係る設問を設け、学習の達成度や満足度等を含めた各授業に対する学生の意見を調査し、把握している。

この授業評価アンケートは平成8年度から開始され、継続して年次変化を追跡している。平成23年度前学期から平成26年度前学期の全体的な傾向としては、すべての設問、すべての科目区分で、年度を追って着実に結果が良くなっている。

特に、「学生の習得度（授業の目的に応じた知識、考える力、技能等を身に付けることができたと思えますか）」の設問に対しては、学士課程の昼間コース及び夜間主コース、大学院課程のいずれもが、「できた」と「ややよくできた」との積極的評価の割合が、平成23年度の約35～40%から次第に上がり、平成26年度には約50～55%となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-1-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程卒業生の平成22～26年度の5年間の進学率は平均57.3%である。また、大学院課程（博士前期課程）修了生のそれは平均5.2%である。

就職希望者の就職率は、平成22～26年度までの各年度の平均値は、学士課程89.9%、博士前期課程98.0%、博士後期課程は81.9%である。

就職先の主な業種としては、情報通信業、電子部品・デバイス・電子回路、輸送用機械器具、電気・情報通信機械器具、汎用・生産用・業務用機械器具等の多方面にわたっており、高度コミュニケーション社会の発展に寄与する人材を育成するとして当該大学の教育目標に沿っている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成23年度に「学部時代に電気通信大学で学んだことが、これまでのキャリア（仕事）でどのような点で有益だったか」との設問で「卒業生アンケート調査」を行っている。その結果、「理工系の基礎を身に付けたことが就職後の業務で役立っている」に73.9%、「卒業研究・ゼミで研究・学習した経験や方法が業務の遂行に役立っている」に57.7%、「専門科目の授業内容が、業務を支える基礎となっている」に42.3%、「プログラミングその他のコンピュータ利用技術が高度に優れていることが業務に活かしている」に42.3%との回答を得ている。

一方で「他分野・他業種の人々との論理的なコミュニケーションをとりやすいことが、業務を促進させている」は23.2%と低率の回答となっていたため、これを参考に、倫理・キャリア教育科目ではコミュニケーション能力を養いながら問題解決力、自己管理能力、チームワークを体験的に学ぶことを取り入れている。

大学院課程においては、「学部時代（大学院時代）に電気通信大学で学んだことが、これまでのキャリア（仕事）でどのような点で有益だったか」という設問に対し、「修士論文研究・ゼミで研究・学習した経験や方法が、業務の遂行に役立っている」に76.1%、「論理的に筋道を通ったプレゼンテーションができ

ることが業務に有利である」に 47.8%、「より高度な理工系の基礎を身に付けていることが、業務で役立っている」に 40.3%、「プログラミングその他のコンピュータ利用技術が高度に優れていることが業務に活きている」に 37.3%との回答を得ている。

一方で、学士課程と同様に「他分野・他業種の人々との論理的なコミュニケーションをとりやすいことが、業務を促進させている」についての評価が 26.9%と低くなっていたため、修士論文研究・ゼミでの研究の過程で、コミュニケーション能力を養うようにしている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

| |
|-----------------------------------------------------------------------------|
| 基準7 施設・設備及び学生支援 |
| 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。 |
| 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。 |

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

| |
|-----------------------------------------------|
| 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。 |
|-----------------------------------------------|

| |
|----------------------------------------------------|
| また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。 |
|----------------------------------------------------|

当該大学の校地面積は150,697 m²、校舎等の施設面積は105,186 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。教室等施設は、講義室67室、演習室105室等が確保されている。

平成18年度より毎年度「施設利用実態調査」が実施され、施設の利用状況、狭隘状況、老朽化等に関する点検・評価を行い、利用計画がない部屋は全学共用の新たな教育・研究スペースとして配分するとともに、この結果を学内に公表している。

また、平成24年度より施設活用調整委員会において「教育・研究スペース等の返還ならびに使用計画届」を義務付け、平成23年度に定めた「学内施設活用の基本方針に関する答申」に基づく学内施設の最適な使用方法についての調整と、大学全体のスペース配分の見直しを行い、大学が推進する教育研究プロジェクト等に配分可能な学内共用スペースを、平成22年度の4,671 m²から平成26年度の8,115 m²に増加させている。

施設整備では耐震診断を実施し、耐震性の低い建物は改築・改修を行っており、耐震化率は100%を達成している。なお、耐震改修工事と併せて機能改善（建物の断熱化、高効率の照明・設備機器の導入による省エネルギー化）を図るとともに、スロープ、多目的トイレ、車いす対応エレベーター、自動ドア等を設置し建物のバリアフリー化を進めている。このほか天井等の非構造部材についても点検を行い、落下防止対策を進めている。

自己資金による整備では、当該大学発ベンチャー企業創出や当該大学が推進する教育研究プロジェクト等の研究を支えるための研究棟と、新たな教育環境の整備を目的とした講義棟等を新築している。

また、今後50年間の活用を目指した「100周年キャンパス整備・運営事業」に着手し、大学の特色を発揮できる中核的な施設として、教育研究機能の一層の強化を図っている。

中長期的視点に立った整備方針については、当該大学の中期目標、中期計画並びに「UECビジョン2018」の具現化を目指すことを基本方針に「キャンパスマスタープラン2013」を策定し、リニューアル、リプレイス、新たな整備手法によるエネルギー効率に優れた都市型キャンパスのモデルケースとして再生を図ることとしている。

構内の安全・防犯対策としては、五思寮（日本人男子寮）及び国際交流会館（留学生寮）に防犯カメラを設置し、学生寮の防犯を図っているほか、安全パトロールを行い、夜間暗い場所への外灯設置や道路の陥没箇所の補修等、危険予測箇所の整備を行っている。さらに非常時の安全確保のために、災害時避難場

所に防災パーゴラ、ソーラー外灯、非常用発電設備、太陽光発電設備、屋外放送設備を設置するとともに、避難誘導のサインを分かりやすいものにリニューアルしている。

なお、施設・設備の利用について、夜間において授業を実施している課程については、平日は第6、7時限に開講し、社会人コース向けの授業は、第7時限に多く配置している。また、平日の授業に出席できないことがある有職社会人のために、実験・実習室を使用する授業科目は土曜日に多く配置するなどの配慮を行っているほか、講義配信システム、e-learning システムの活用や昼間開講科目の履修を可能とするなど、施設・設備の利用制限や時間制限に捉われないフレキシブルな学習機会を用意している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

情報基盤センターにおいて、計算機システムの更新、全学バックボーンネットワークの更新、各建屋入口・フロアのネットワークスイッチの更新等、ネットワーク環境整備を継続的に実施している。これらの更新等は技術・市場情勢及び学内外のニーズを調査し、最適な計画を立てた上で実施している。現状では、学内バックボーン 10Gbps、建屋の各フロアへは 1 Gbps の接続速度を確保している。情報技術を効果的に利用する e キャンパス構想に基づき構築を行った学内公衆無線 LAN アクセスネットワークは、およそ 300 か所にアクセスポイントを設置して学内すべての講義教室をカバーしており、講義及び自習でネットワークを自由に利用することが可能である。また、学内有線 LAN として情報コンセントも整備している。

上流ネットワークの S I N E T とは 10Gbps で接続している。また、侵入検出装置とファイアウォールにより情報セキュリティを維持している。これに加えて、学内へのアンチウイルスソフトの配布、アンチウイルス付メールゲートウェイの運用を行い情報セキュリティの維持を行っている。さらに学内の計算機に対して定期的に学外から監査を行い、脆弱性となるおそれが無いかを検証して必要に応じてシステム管理者に助言を行っている。また、ネットワークの利用者に対しては平成 25 年度に改訂された「情報ネットワーク利用ポリシー」とこれに準拠した「情報基盤センターの利用条件」の周知を図り、さらに全教職員・学生に e-learning 教材を用いた年に一度の情報倫理教育コースの履修と試験への合格を義務付けるなど、情報セキュリティへの意識を常に高めている。

また、学内の各種サーバに対して認証情報を提供することによって学内で用いるアカウント名とパスワードとを一元化し、さらに統合認証システムを導入してシングルサインオンを実現している。また全学生と教職員に対して、自分のアカウントに対して一つの任意の（別名）メールアドレスを設定してウェブサイトからメールの受発信に利用することができるという、@UEC メールサービスを提供している。

2つの演習教室と附属図書館内の2つの自習室に情報処理教育用の Windows 端末を計 216 台設置し、講義に使用されていない時間帯には学生が自由に自習で利用できるようにしている。また、情報処理教育には Windows 端末のほかに Linux サーバが用いられている。Linux サーバは研究用と教育用、システム運用支援用、ネットワーク運用用と同じオペレーティングシステムのものを独立に用意している。教育用システムは全学生と全教職員とがアカウントを持つが、研究用システムは教職員と卒業研究以上の学生の研究目的に供されており、より高度の ICT 利用知識を持った学生のために特化したサービスを行っている。

また、情報基盤センターでは全学を代表してソフトウェアの包括契約を締結し、学内でのソフトウェアのコストを削減するとともに、学生が個人で所有するパソコン等にも最新のバージョンのソフトウェアを導入できるようにして、勉学や卒業就業後の利便を図っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されている

と判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、閲覧スペース、情報端末スペース、視聴覚スペース、自習室及びグループ学習室で構成され、利用者のニーズに応じて学習スペースが設けられている。

情報検索端末が10台、教育用計算機が52台、情報用コンセント141か所のほか無線LANアクセスポイントが附属図書館全域をカバーし、情報へのアクセス環境を提供している。また、大学設置基準第38条第4項に基づき、レファレンス・ルーム、整理室（2階サービスカウンター及び図書館事務室の一部）、書庫を整備している。

平日は9時から21時30分まで、土曜日は10時から17時まで開館している。また、学外者にも閲覧や複写等のサービスを行っている。

平成26年度の利用状況を見ると、開館日258日に223,340人（うち、学外者2,469人）が入館し、30,346冊の図書等の貸出利用があり、グループ学習室を1,380件、延べ8,996人が利用している。平成22～26年度の5年間では、グループ学習室の利用状況が大幅に増えている。

理工系大学として、自然科学・工学関係の専門分野に重点を置いた蔵書構築を行っている。授業に用いる図書のほか、各学科・専攻の教員からの推薦、学生からのリクエストを受け付けて選定を行っている。貸出利用の多い分野を中心に附属図書館の職員による選書を定期的に行い、大学の教育研究分野を網羅するような蔵書整備を行っている。

研究用図書、専門分野の学生用図書のほか、辞書やハンドブック等の参考図書、外国語学習用図書、留学生用図書、資格取得関連図書及びDVD等のAV資料を収集している。人文・社会科学系を含む専門書以外の資料についても整備に努めている。また、大型書店に出向いての、学生による選書（ブックハンティング）も行っている。蔵書数は和洋書合計で313,427冊である。

学術情報の電子化に伴い、教員や学生にとって電子化された資料の利用が不可欠であり、データベース及び電子ジャーナルを導入・提供している。電子ジャーナルは平成26年度で5,042タイトル、本文フルテキストのダウンロード数は59,369件である。これらの多くの電子資料については、情報基盤センターが加盟している外部サービスのリモートアクセス機能により、学外からも利用できるようになっている。なお、電子ジャーナル等の活用促進を図るため、契約している主要なものについて定期的に講習会を開催している。

学内で提供できない資料については、他大学・研究機関等との相互貸借、相互複写、所蔵紹介、閲覧依頼等で補完しているほか、学生等からの購入希望を受け付け、可能な限り購入するよう努めている。

また、学術機関リポジトリを構築して、学位論文、紀要のインターネット公開を行っている。貴重コレクション（江戸期和算書コレクション）等の電子化を図り公開に努めており、オンラインによる活用を推進している。また、UECコミュニケーションミュージアム所蔵資料（貴重無線通信機器・音響機器・真空管等の所蔵目録及び映像情報等）については、展示室ごとに画像を分類し、ウェブサイトで公開している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

附属図書館内に、学生の自主的学習を支援するため、自習用スペースとして144席を設けている。情報用自習室では各座席に計算機を設置している。個人ブースコーナーでは、館内無線LANに加え、各座席の情報コンセントを利用できるほか、グループ学習室が3室設けられている。また、自学自習ソフトによってTOEIC対応の英語学習ができる学生用端末を設けた言語実習室が2室、学内計算機システムとネットワークを利用しての自習が可能な情報基盤センター演習室が2室ある。さらに、e-learningや講義配信システムによって自律的学習環境を提供している。

学生の自主的学習環境に関するアンケートによれば、8割近くの学生が自習環境の整備状況に満足している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部、大学院とも新生には新生ガイダンス、学部特別編入学生には編入生ガイダンスが実施されている。ガイダンスでは学修要覧を配布し、教育課程、進級審査、履修方法、コースツリー、シラバス等及び学生生活上の説明等の後、各学科・専攻の教員による各学科、専攻別ガイダンスを行っている。

特に学部のガイダンスにおいては、情報理工学部教育委員会の教育委員による修学全般における質疑応答の機会を設け、初年次段階の修学導入を円滑に図っている。

また、学部3年次には、専門課程への移行として、卒業研究及び進学・就職等について、各学科・専攻専門教員による密接な指導を行うことを目的として合宿研修を実施している。

大学院課程においては、博士前期・後期課程それぞれの課程にわたって学位取得までのプロセスが明確になり、履修計画及び研究計画を立てる際、より具体的な内容になるなどの効果を期待してガイダンスを行っている。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学生支援センターに学生何でも相談室を設け、相談室長（教授・兼務）1人、カウンセラー（臨床心理士）1人、事務職員2人体制で、電話相談、メール相談、面談で常時相談に対応しており、平成26年度の相談件数は延べ1,305件である。また、履修や勉強方法等について先輩学生に相談できる学生メンター制度を実施している。さらに、学生相談の充実を図るために学生支援担任制度を導入し、学生30人程度に正・副の教員2人の受け持ちを定め、担当学生の修学支援を行っている。学生支援担任は学生何でも相談室と連携し、成績不振学生や欠席過多学生への学習指導・助言を行っている。また、各教員はシラバスにオフィスアワーを明記し、授業についての質問や修学相談に対応している。

これらの取組について教職員向けに学生相談に関する対応指針を作成し、新任教員研修会での説明や学内ウェブサイトへの掲載によって周知を図っているほか、学生には「学生生活の手引き（CAMPUS LIFE）」とパンフレットを新生に配布し各種の相談窓口について案内し、積極的な活用を呼びかけている。

具体的な学習支援としては、先輩がチューター役として授業や実験のレポートの書き方、英語のプレゼンテーション、論文の書き方等のライティングに関する様々なサポートを行うライティング・サポート・

デスクや、授業を履修していくために必要と思われる数学の基礎的学習が不足している学生に対する数学補習授業（平成26年度履修者：前学期11人、後学期3人）を開設している。

なお、大学院課程においては、各学生に複数の指導教員を配置して相談を行いやすい環境を作るとともに、「年間履修計画書」「研究指導計画書」を学年の初めに作成する際に、学生の希望やニーズを基に相談する体制をとっている。

学業、キャリア教育・就職支援、留学・国際交流等に関する学生のニーズを適切に把握するための取組として平成26年度に学生アンケートを実施している。例えば、「学内の自習の環境は整備されていると思いますか。」との質問に対して、回答者の8割近くの学生が整備されていると感じている。一方、「自習環境として最も整備してほしい設備、備品はどれですか。」では、屋内の自習スペースの整備の希望が回答者の5割近くとなっている。

障害のある学生に対しては、学生何でも相談室、保健管理センター、教務課、学生課、学生支援担当が協力し、授業や食堂で利用できる昇降式の機の設置や、実験授業への対応として実験科目担当教員との事前面談、必要に応じてノートテイク等措置を講じるなど、学生の要望を確認しながら学習支援を行っている。

外国人留学生に対する学習支援としてチューター制度があり、入学後2年以内の学部留学生、同じく1年以内の大学院留学生、研究生を対象に、日本語能力を補充し学習・研究上の支援を行うとともに、学生生活や日常生活上の助言等を実施している。また、国際交流センターでは、生活指導教員を1人配置し、外国人留学生の生活全般にわたる相談に加え、専門・基礎科目の個別指導を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該大学の公認課外活動団体は、体育系27団体、文化系21団体、同好会28サークルであり、毎年度秋には、公認団体の次期代表学生を対象として、学生のサークル活動や自主的活動の活性化を目的とするリーダーシップセミナーを実施している。

学内施設として、課外活動共用施設、体育館、多目的グラウンド、テニスコート、弓道場等を整備しており、学外には神奈川県藤沢市及び長野県菅平高原に福利厚生施設を持ち、合宿等の利用に供している。

学生課に課外活動の支援を担当する職員を置き、課外活動施設の維持管理やサークルとの連絡調整及び指導助言を行い、サークル支援を行っている。また、サークルの指導・助言のために顧問教員を置いている。

これらの活動や備品・器具等の購入・更新のため、大学の経費に加え学生の保護者で構成する学園活動後援会からも経費の助成を行っている。平成26年度は、大学約800万円、学園活動後援会約180万円の支援額となっている。

また、学生のインセンティブを高めることを目的に学生表彰を行っており、課外活動で顕著な成果を挙げた団体や学生に対して学長が表彰を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

保健管理センターにおいて、健康診断及び健康相談を定期的に行っている。また、多様な学生相談に応じるため、学生支援センター学生何でも相談室と保健管理センターが連携し、必要に応じて授業担当教員、学生支援担任等の協力を得て対応しているほか、学生が進路や生活の相談に応じる学生メンターや、24時間年中無休で電話、ウェブサイトによるカウンセリングサービスを行う無料電話健康相談サービスを利用できるようにしている。

ハラスメントに関する相談については、ハラスメント防止・対策委員会を置き、ハラスメント防止に関する規程を定め、学内から14人のハラスメント相談員を選任し、学内に周知を図っている。なお、相談員に対しては「ハラスメント相談員マニュアル」「ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」を配布し、教職員には定期的にハラスメント研修会を開催している。なお、学生に対しては、学長による「ハラスメント防止宣言」、ハラスメントの事例、相談の流れ及び相談連絡先等を記載したリーフレットを作成し、配布しているほか、同様のポスターを掲示している。また、ハラスメント防止・対策委員会の講習会資料『ハラスメントやトラブルのないキャンパスづくりー被害者・加害者にならないためにー』を専攻別ガイダンスにて配布し、周知を図っており、これらの内容をウェブサイトにも掲載している。加えて、新入生オリエンテーションの際に、学生何でも相談室の資料を配布し、ハラスメント相談の受付について紹介している。

就職等進路については、学生支援センター就職支援室において、3人の就職相談員（キャリアカウンセラー）が学生一人一人の興味や適性、職業能力を考慮しながら相談に応じており、志望先に応じたエントリーシートの書き方や面接の受け方についてもアドバイスを行っている。また、学科・専攻事務室や当該大学同窓会が就職支援室と連携し、就職支援を行っているほか、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための取組として、学士課程においてキャリア教育を体系的に展開している。

経済状況や学生生活に関する学生のニーズを適切に把握するための取組として平成26年度に学生アンケートを実施している。例えば、「大学からの経済的な支援で最も期待することは何か。」との質問に対して、授業料の減免を希望する学生が半数を占めている。次には奨学金が挙げられており、学生の勉学への向上心とそれを認めるような措置が求められている。

外国人留学生に対する生活支援として、チューターによる日常生活面での助言と経済的な支援（入学料・授業料免除、奨学金申請業務）を行っている。国際交流センターでは、留学生相談全般を担当し、必要に応じて保健管理センターや学生何でも相談室と連携し、留学生のメンタル面の相談に応じている。国際交流会館や他の宿舎等への募集や紹介を行っており、民間アパートへの入居に際して要求される保証人については、留学生住宅総合補償に加入し、国際交流センター長を保証人とする機関保証を行っている。また、日本人学生や地域住民との交流の場として、外国人留学生懇談会、異文化理解セミナー、ホームビジット等を企画し、外国人留学生が日本に馴染むよう支援している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構の奨学金受給者は、平成26年度の対象学生に対して第一種・第二種・併用合わせて約3割の貸与率である。また、同年度における地方公共団体等の奨学金の貸与・給付者は、学部と大学院

を合わせて延べ31人である。

平成23年度より大学独自の予約型奨学金制度として実施しているUEC修学支援奨学金及びUEC WOMAN修学支援特別奨学金の受給者については、一時金の支給と授業料免除を行っており、平成26年度の受給者数はUEC修学支援奨学生は34人、UEC WOMAN修学支援特別奨学生は18人である。

また、外国人留学生を対象とした各種奨学金の受給に係るサポートを行っており、平成22～26年度の間に受給した人数は、学部学生61人、大学院学生126人である。

入学料・授業料免除については、入学料、授業料、寄宿料免除及び徴収猶予規程により選考を行っている。平成26年度において、入学料免除者は23人（全額免除20人、半額免除3人）、授業料免除者は延べ965人（全額免除延べ884人、半額免除延べ81人）である。また、平成23年度より予算化されている東日本大震災による被災学生に係る授業料等免除枠追加分予算では、平成26年度の入学料免除者は1人（全額免除0人、半額免除1人）、授業料免除者は延べ7人（全額免除延べ2人、半額免除延べ5人）である。

奨学金、入学料・授業料免除に関する情報は、学生掲示板及び学生課経済支援係のウェブサイトを通じて学生に周知を図っている。

学生寮については平成27年3月までは、日本人男子学生向けの寮「五思寮」（120室）、日本人及び外国人留学生の女子学生向けの宿舎「RF学生宿舎」（日本人20室、外国人留学生20室）、外国人留学生（男子、女子、家族）向けの「国際交流会館」（54室）の3つがあったが、そのうちのRF学生宿舎については取り壊すこととなり、平成29年3月に新しい学生宿舎の竣工を予定している。なお、入寮者の募集は、大学ウェブサイト及び大学案内に掲載し周知を図っている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

評価規程に基づき、大学全体の組織的な自己点検・評価として、教育の取組状況や教育の成果に関する自己点検・評価を平成 26 年度に実施し、また、年度計画に関する自己点検・評価を平成 22 年度から毎年度実施している。当該評価の企画、立案、取りまとめを評価室で行っており、その評価結果を理事及び副学長が中心となって、教育の質の改善、向上を図るための業務を担当する体制を整備している。学長が評価及び改善のための取組を総括し、学長が指名する理事が評価及び改善に関する業務を担当する体制を整備している。

教育の改善・充実につなげることを目的として、学生による授業評価アンケートや各教員による自己点検・評価の結果等を活用することにより、教員の自己改善へとつなげるとともに、特筆すべき教育活動を行った教員には、インセンティブとして優秀教員賞を授与している。

厳正かつ適正な成績評価実現のために、各学科、共通教育部等に成績分布状況を継続的にフィードバックすることにより、個々の教員の自己改善を促している。また、分析方法、改善勧告等について、大学教育センターを中心に議論を進めている。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生による授業評価アンケートが毎学期継続的に実施され、学生がどの程度授業の内容を理解し、身に付けることができたのか把握するとともに、各授業の評価結果を授業担当教員へフィードバックし、教員の自己改善へとつなげている。

大学教育センター教育推進部門の下に授業アンケートWGを設置し、設問を精査し、授業科目と教育課程、授業方法の優劣を明確にするために、設問内容を点数化しやすくしている。アンケート集計結果を当該学期内にフィードバックするため科目コード、配布先コード等統計処理を高速化するためのコードを追加するとともに集計表に全学平均、偏差値、分布表を表示し、大学全体の平均と授業担当教員自身の位置付けが分かるように改善している。

また、FDの一環として、当該アンケートで高い評価を得ている講義を対象に公開授業を実施し、教職員同士の情報共有、意見交換を行うことによって広く教職員の意見を聴取している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

5年ごとを目安に卒業（修了）生アンケートを実施している。このアンケートでは、修学時の学生の満足度、キャリア形成への意識と教育課程の整合性等、幅広い観点における設問を設けている。平成23年度に実施したアンケートの結果を見ると、学部・大学院どちらにおいても、それぞれの教育方針に沿った教育の成果が表れているが、更なる教育の質の改善・向上に向けて、継続的に努力している。

その一方、「論理的なコミュニケーション能力の習得」が卒業（修了）後の業務においてあまり活かされていないという結果も見受けられるため、学部教育では「倫理・キャリア教育科目」においてコミュニケーション能力を養いながら問題解決力、自己管理能力、チームワークを体験的に学ぶことを取り入れ、大学院教育においては、修士論文研究・ゼミでの研究の過程で、コミュニケーション能力を養うべく努めている。

また、経営協議会の学外委員として登用している学術研究者、企業関係者、地域及び同窓会関係者、法曹関係者等の経験豊かな有識者から受けた意見及びそれを踏まえた対応状況について、評価室が毎年度実施している年度計画の実施状況に係る自己点検・評価において整理しており、大学ウェブサイトにおいて公表している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

ファカルティ・ディベロップメント推進規程に基づき、大学教育センター教育推進部門が中心となり、全学的なFD講演会、公開授業の参観、授業評価アンケートに関するワークショップ等を実施している。

平成25年度では、GPAの実質化に取り組む他大学の事例を通して効果的な運用の在り方を考えるとともに、他大学の事例から「学びの定着」のための方策を議論している。このことを受けて、情報理工学部教育委員会において、学部2年次終了時に行うコース選択審査において、従来の指定された科目の可否による審査に加え、GPAと卒業に関わる取得単位数により審査する学修内容を考慮した方法を追加している。

また、学生による授業評価アンケートで高い評価を得ている講義科目を公開授業としており、併せて授業評価アンケートFDを実施している。授業評価アンケートWGを設置し、授業評価アンケートの項目、集計方法、フィードバック等の方法に関して継続的な検討を行い、評価の指標を定量化し偏差値による表示を加え、各教員へ当該学期内に結果をフィードバックしている。アンケート結果から総合的に良い評価となった授業科目について、科目区分（講義、実験、体育、大学院）別に上位10%を、大学教育センターのウェブサイトで公表している。また、アンケートの経年変化を分析すると、すべての設問及び科目区分において評価結果が着実に良くなっている。

新しい教授法等の取組への支援として教育改革・充実活性化支援システムを導入し、教育方法の提案、試行又は教育改善等の取組に対して、その実施に必要な経費の支援を行っている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者に対し、平成 25 年度については、例えば学生課職員各 1 人を、関係する 5 種の講演会、研修会、研修講座に参加させている。また、教育研究系職員 29 人を「教育の質保証に向けての学習支援」のテーマでの職員研修に参加させている。附属図書館職員に対しては、研修、講習会、総合展、協議会、セミナー、ワークショップ、海外派遣等に、各 1～5 人の職員を参加させている。このように、教務課、学生課等の事務職員や附属図書館職員、技術職員について、専門性、業務遂行能力の向上を図っている。

TA 関係については、TA 制度の目的、業務内容、資格、心得等について理解を深めさせ、教育補助者としての意識の再確認を促すため、大学教育センター教育推進部門が中心となって研修会を毎年度開催している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成26年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産41,765,596千円、流動資産2,377,285千円であり、資産合計44,142,881千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債4,362,706千円、流動負債2,945,201千円であり、負債合計7,307,907千円である。これらの負債のうち、長期及び短期のリース債務649,542千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成22年度からの5年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成22～27年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て決定している。

また、これらの収支計画等は、大学ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成26年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用10,304,843千円、経常収益10,278,337千円、経常損失26,506千円、当期純損失25,551千円であるが、目的積立金25,854千円を取り崩すことにより、当期総利益304千円となっている。また、貸借対照表における利益剰余金170,967千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度、予算配分方針を作成し、拡大役員会、教育研究評議会、経営協議会及び役員会で審議し、学長が決定している。予算編成に当たり、過去の執行実績の精査や特別に実施する必要がある事業に係る経費については、重要度に応じて担当理事又は予算担当者によるヒアリングを実施し、事業内容を評価した上でメリハリのある配分を行っている。

さらに、学長裁量経費は、柔軟かつ機動的に使用する経費に加え、学長が政策的に使用する経費に区分し、大幅に増額を行っている。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープランを策定し、計画的な整備を進めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、拡大役員会、教育研究評議会、経営協議会及び役員会で審議、決定後に、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

さらに、大学ウェブサイトにおいて公表している。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、監査計画を作成し、当該計画に基づき監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、独立性を有する学長直轄の内部監査室が、内部監査規程に基づき、監査計画を策定し、業務運営関係、会計経理関係の監査を実施している。

また、経営者、監事、会計監査人、内部監査室は、四者協議会を開催し、監査の重点項目等について意見交換を行って監査を実施し、監査結果の説明を受けている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

国立大学法人法に基づき、学長、理事4人、監事2人を置いているほか、業務の適正かつ効率的な運営及び会計経理の適正の確保に資するとともに、監事が行う監査に協力することを目的として、内部監査室

を置いている。また、管理運営組織として、学長及び理事等で構成される役員会、学長、学長が指名する理事及び職員等で構成される経営協議会並びに学長、学長が指名する理事及び副学長、情報理工学研究科長、情報システム学研究科長等で構成される教育研究評議会を置いて重要事項を審議している。

事務組織等には158人の職員を配置し、主に教務課、学生課、入試課において、大学教育センター、学生支援センター、アドミッションセンターから構成される全学教育・学生支援機構や各学部・研究科の教育（教務）委員会との連携体制を敷いて業務運営を行っている。

また、危機管理等に係る体制としては、危機管理規程、危機管理基本マニュアル、公的研究費の不正防止等のための対応マニュアル、コンプライアンス規程、情報システム運用基本規程、遺伝子組換え実験安全管理規程、動物実験等規程、放射線障害予防規程、研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程、ヒトを対象とする実験に関する倫理規程等を整備して学内に周知を図っており、予測できない外的環境の変化等への対応、構成員の法令遵守、研究者倫理等に関する体制を整えている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

大学の管理運営に関する学生の意見やニーズの対応については、授業評価アンケートを定期的実施することにより把握している。

また、卒業（修了）生アンケートを実施し、大学教育センターで検討した結果を踏まえ、肯定的な回答を得られた教育内容についてはより一層推進させ、否定的な回答を得た事項については、改善・向上に向けて教育を強化している。

保護者に対しては、保護者懇談会を開催し、保護者の立場からの要望やニーズの把握に努め、教育や就職支援に関わる管理運営に反映している。

学外者の大学運営に関する意見等については、当該大学の同窓会と、連携協力に関する協定を締結している。この協定に基づき、連携協力交流会を年2回開催しており、特に就職支援の取組について、情報を共有し連携している。

教職員の意見やニーズは、各種学内会議や委員会等において把握され、必要に応じて拡大役員会や教育研究評議会において審議し、管理運営の改善につなげている。また、教育研究組織の改編に係る全学的戦略や新たな人事制度の導入等、全教職員が把握すべき特に重要な事項については、全学集会を開催して学長や担当理事が説明を行い、教職員からの質疑に応じることで、役員と教職員間の意思疎通や情報共有を図っている。

そのほか、経営協議会の学外委員から受けた意見を管理運営の改善等につなげている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-2③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

平成26年度から、監事（非常勤）2人のうち1人を常勤監事とし、監事の役割強化を図っている。

監事は、監事監査規程及び監事監査実施細則に基づき、年度初めに監事監査計画を作成して学長に提出している。当該計画に従って業務及び会計について監査を実施し、監査結果報告書を作成して学長へ報告している。また、監査の適正かつ効率的な運営のため、監事会要項を定め、監事相互の連絡調整を行う監

事会を設けている。

なお、監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等、管理運営に関する重要な会議において意見を述べる機会を確保している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の資質向上のために行う研修については、職務に必要な知識、技能等の習得や能力の向上を目的に「事務系職員研修に関する要項（学長裁定）」を定めており、職務研修、専門的研修等、多様な研修を体系的に実施するために定めた「事務職員研修の充実について」に基づいて、職務遂行能力向上を目指した研修を実施している。主なものとして、学内開催の会計研修、国立大学協会や地区別の国立大学法人が主催する学外研修等、32種類の研修を実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

評価規程及び評価室規程に基づき、評価室において、学校教育法第109条第1項及び第2項に係る自己点検・評価、国立大学法人評価委員会が実施する評価に係る自己点検・評価を全学的に取りまとめている。学長は評価及び改善のための取組を総括し、その指示により、担当理事は評価及び改善に関する業務を掌理している。また、部局長等は担当理事と連携し当該部局における評価・改善の取組を総括している。

評価室では、年度計画の実施状況に関する自己点検・評価を具体的な判断理由に基づいて平成22年度から毎年度実施し、報告書を作成している。また、平成25年度に研究活動に関する自己点検・評価（平成22～24年度）を、平成26年度には教育の取組状況や教育の成果に関する自己点検・評価（平成22～26年度）をそれぞれ実施している。

なお、これらの自己点検・評価に係る報告書は大学ウェブサイトにて公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

評価室において、平成22年度から毎年度作成している年度計画の実施状況に関する自己点検・評価報告書を活用して、事業年度ごとの「業務の実績に関する報告書」を作成し、国立大学法人評価委員会による評価を受けている。この報告書及び評価結果は大学ウェブサイトにて公表している。

また、平成25年度に実施した研究活動に関する自己点検・評価に基づき、平成26年度に評価委員6人による外部評価を受け、研究活動を中心に、国際活動、若手研究者支援、学生の研究活動への参画、社会人教育の充実について評価・提言を受けている。このほか、平成26年度には、平成17年度に10年の時限で設置した先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センターや、女性研究者支援室の活動状況についても外部評価を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

評価規程において、評価結果に基づき、特に必要があると認める場合には、各部局長等に対して改善勧告を行うこととされており、部局長等は理事等と連携して改善方策を検討し、学長に報告する仕組みとしている。また、国立大学法人評価委員会の評価や外部評価等の評価結果は、拡大役員会や教育研究評議会等に報告され、大学運営等に活用されている。

なお、平成 21 年度に実施された大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価の評価結果や、国立大学法人評価委員会による第 1 期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果及び各年度の業務の実績に関する評価結果に係るフィードバックの具体例は、平成 22 年度に電気通信学研究科を情報理工学研究科に改組して博士前期課程の定員を 188 人から 340 人に増員したこと、教員の個人評価結果を業務の改善につなげるため、優秀教員賞等のインセンティブの付与や昇給等に反映したこと等、多くの事例が認められる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学の学則において、大学の目的（第2条）、学部の目的（第6条及び別表第2）、研究科の目的（第6条及び別表第3）が定められており、大学ウェブサイトにおいて公表、周知が図られている。また、学部の各学科、課程の教育目的は学部学修要覧に、大学院の各専攻の目的は研究科学修要覧に公表されている。

さらに、基本的な目標である「UECビジョン2018～100周年に向けた挑戦～」、学長がリーダーシップを持って具体的な施策を実施していく上での基本的な方向性をまとめた「理念及び基本方針」についても大学ウェブサイトで公表され、また大学概要、大学案内等の冊子にも掲載されている。

新任教育系職員研修会では、平成26年度は「高い付加価値を生み出す大学を目指して」と題して、学長が大学の目的を伝えている。

事務職員に対しては、平成24年度及び平成25年度の新任職員研修において、「大学の理念」「基本方針」「UECビジョン2018」について周知を図り、平成26年度の若手職員研修において、大学の目的について周知を図っている。

なお、学修要覧及び「学生生活の手引き（CAMPUS LIFE）」にも学則を抜粋して掲載しており、新入生オリエンテーションの際に新入生に配布し、大学の目的及び学部・研究科の目的について周知を図っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育方針及び学習（学修）・教育目標（教育課程の編成・実施方針）、学位授与方針については、大学ウェブサイトにおいて広く公表されている。なお、入学者受入方針は、学生募集要項等にも掲載し、受験生に向けて周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

大学ウェブサイトの「大学案内」において、「理念・基本方針」「大学概要」「大学基本情報」「取り組み・活動」「法定公開情報」等の各項目についてページを設け、大学の教育研究活動等について情報公開を行っている。学校教育法施行規則第172条の2に規定される教育研究活動等についての情報、及び教育職員免許法施行規則第22条の6に規定される情報は、「法定公開情報」の「学校教育法施行規則」のページにお

いて公表されている。また、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条に規定される事項は、財務諸表等を含めて、同じく「独立行政法人情報公開法」のページにおいて公表されている。学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価の結果の公表は、「取り組み・活動」の「自己点検・外部評価」のページにおいて公表されている。

また、教員の教育・研究・社会貢献・管理運営に係る活動状況を公開する「研究者情報総覧」、教員の研究活動状況を英語で紹介する「UEC e-Bulletin」、大学の活動を動画で撮影し公開する「Video UEC（動画による大学案内）」等も、大学ウェブサイトにおいて公表されている。

さらに、学部受験生向けの大学案内、大学の活動状況等を示す基本的なデータを掲載している大学概要、学外との共同研究を推進することを目的に研究者の研究内容を紹介する『OPAL RING』（日本語、英語、中国語）、大学所在地である調布市との友好協力協定に基づき大学と調布市のニュースを掲載する『調布電通大どおり』等の冊子を作成し、学外に配布している。また、これらは大学ウェブサイトでも公表されている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果（案）を示し、その内容について、既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で意見がある場合には、申立てを行うよう求めた。

意見の申立てがあったものについては、その対応について大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立件数：1件

（申立1）

| 申立ての内容 | 申立てへの対応 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（1）意見の申立ての対象となる基準 基準4 学生の受入</p> <p>（2）意見の申立ての対象となる箇所 【主な改善を要する点】及び【改善を要する点】 ○ 大学院課程の一部の研究科においては、 入学定員充足率が低い。</p> <p>（3）意見 【改善を要する点】に、適正化を図るための 取組（観点4-2-①）の記載を以下のように追 記願いたい。 併せて、「Ⅰ 認証評価結果」の「主な改善を要 する点」に挙げられている同表記を変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 大学院課程の一部の研究科においては、入学 定員充足率が低い。<u>充足率不足を解消するため、 学内外において年5回の入試説明会を開催し、他大 学、公的研究機関及び民間企業からの社会人学生等 の受入を促進する広報活動を行い、平成26年度入試 からは年3回の入学試験を実施するなどの取組を 行っている。また、平成28年4月から、情報理工学 研究科及び情報システム学研究科の2研究科を統 合し、1研究科に改組再編することとしており、そ れに伴い、入学定員が見直されている。</u></p> | <p>（1）対応 原案どおりとする。</p> <p>（2）理由 実入学者数が入学定員を大幅に下回る状況に対 して、改善のための取組が行われていることは自己 評価書及び訪問調査において確認し、本文中に記 載のとおり評価している。 【改善を要する点】の記述は、本文からの抜粋で あり、入学定員充足率に関しては全大学一律の記述 としていることから、追記しないこととした。</p> |

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>(4) 理由</p> <p>観点4-2-①は、入学定員充足率の数値的状況だけでなく、「入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか」という改善のための取組も併せて記述を求めていると理解している。</p> <p>これに基づき自己評価書では本学における充足率不足に対する対応状況を示し、(評価結果の根拠・理由)に貴機構からもその評価をいただいている。</p> <p>本観点の趣旨からして、適正化を図るための対応状況についても【改善を要する点】に追記いただき、併せて「I 認証評価結果」にも同様に追記いただくことが適当であると考えため。</p> | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 電気通信大学

(2) 所在地 東京都調布市

(3) 学部等の構成

学部：情報理工学部

研究科：情報理工学研究科、情報システム学研究科

関連施設：総合コミュニケーション科学推進機構、教育研究センター等、スーパー連携大学院推進室、グローバル化教育統括室、附属図書館、保健管理センター、全学教育・学生支援機構、研究推進機構、教育研究支援センター、UEC コミュニケーションミュージアム

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部3,701人、大学院1,240人

専任教員数：308人

助手数：0人

2 特徴

本学は、1918年に創立された社団法人電信協会管理無線電信講習所をルーツとし、1949年5月に新製の国立大学の1つ「電気通信大学」として設置された。

当初、無線通信技術者の養成を主としてきたが、我が国の目覚ましい経済発展に伴う新たな技術者の需要に応えるべく、現在は、情報・通信分野に加えて、エレクトロニクス、光科学、材料科学、生命科学、ロボット・機械、生産システム、メディア等、理工学の基礎から応用まで広範な分野での教育・研究を行っている。

平成22年（2010年）4月に、本学では人類社会の持続的発展に寄与する統合化された科学技術体系を『総合コミュニケーション科学』と呼ぶこととし、その要素領域や関連する学際領域に即して専攻分野を整理した結果、開学以来続いた電気通信学部を改組し、新しく昼間4学科と夜間主1課程から成る「情報理工学部」を、また研究科についても、同様に新しく4専攻から成る「情報理工学研究科」を構築した。平成4年（1992年）4月に独立研究科として創設された「情報システム学研究科」と併せて、現在は1学部2研究科及びその関連施設で構成されている。

本学は、「総合コミュニケーション科学に関連する諸領域の科学技術に関する教育研究を行い、人類の未来を

担う人材の育成と学術の研究を通じて文化の発展に貢献すること」を大学の目的とし、創立100周年までに目指すべき大学像を「UECビジョン2018～100周年に向けた挑戦」として掲げ、このビジョンを実現するための具体的なアクションプランを策定している。

21世紀の我が国が科学技術立国によって世界をリードするためには、総合的な実践力を持ち、基礎学力、倫理性、国際性を兼ね備えた高度技術者・研究者の養成が不可欠である。

この目的を達成するため、学部教育においては、大学院連携科目の開講等による大学院教育との連携、産業界出身者による講義やPBL教育等を取り入れたキャリア教育の体系的な展開、「国際科目」等による国際化教育、「UECパスポートプログラム」による科学者・技術者としての突破力の養成等の取組を行っている。

大学院教育においても、企業等の最先端で活躍する研究者、経営者等による講義の開講や、産業界との有機的連携により世界最高水準のITスペシャリスト育成を目指した「高度IT人材育成のための実践的ソフトウェア開発専修プログラム」、多数の大学、企業、行政組織が参画し、実社会で活躍するイノベーション博士人材を育成することを目的とした大学院博士前期及び後期課程を含む5年間一貫の教育プログラム「スーパー連携大学院プログラム」等、社会からの要請を踏まえた特色ある教育を実施している。

研究については、我が国の科学技術立国の一翼を担うため、コミュニケーションに関わる総合科学技術という広範囲の領域で、独創的な教育研究を積極的に推進している。平成25年（2013年）には、我が国全体の研究力強化を図ることを目的とした「研究大学強化促進事業」の支援対象機関（22機関）の一つに採択され、世界トップレベルとなることが期待できる大学の一つであるとの評価を受けた。

地域・産学官連携については、研究成果等の公開やベンチャー創出支援などを推進している。また、「調布青少年少女発明クラブ」「工作教室」「小・中・高等学校と連携したサイエンスパートナーシッププログラム」等、地域の理科教育向上への支援を実施している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学では、「人類の持続的発展に貢献する知と技の創造と実践」を目指し、具体的な施策を実施していく上で寄って立つべき長期的な視点として、以下の3つの理念を掲げている。

<理念>

1. 万人のための先端科学技術の教育研究

情報と通信を核とした諸領域の科学技術分野において、世界をリードする教育・研究拠点として教育力と研究力を発展させます。

2. 自ら情報発信する国際的研究者・技術者の育成

社会と技術への幅広い見識、国際性、倫理観を備えた、創造力と実践力のある研究者・技術者を育成します。

3. 時代を切り拓く科学技術に関する創造活動・社会との連携

広く内外と連携した知と技の創造活動を通じて、我が国と国際社会の発展に貢献します。

この理念に掲げる「人類の持続的発展」のためには、20世紀型の物質文明から脱却し、人と人、人と自然、人と社会、人と人工物とのコミュニケーションを基軸とする新たな文明の模索と創造が必須であるとの認識に立っている。本学はこのような新しい社会を「高度コミュニケーション社会」と名付け、それを支える総合的科学技術の分野である「総合コミュニケーション科学」を創造し、それを発展させることにより21世紀の社会と世界に貢献することを宣言するとともに、この基本的な視点に基づき創立100周年を迎える2018年までに目指すべき大学像として「UECビジョン2018 ～100周年に向けた挑戦～」を策定している。

<UECビジョン2018 ～100周年に向けた挑戦～>

1. 「総合コミュニケーション科学」に関する教育研究の世界的拠点をめざします。

2. 国際標準を満たす基礎学力の上に、国際性と倫理観を備え、実践力に富む人材を育てます。

3. 世界から学生や若手研究者が集い、伸び伸びと研究し、そこからユニークな発想が生まれる環境を整えます。

4. 国内外の大学や産業界および地域・市民などとの多様な連携と協働により、教育研究の質を高め、社会に貢献します。

5. 経営の開放性と透明性を高め、学生や職員相互の信頼と士気が高く、社会に信頼される大学をめざします。

(学部・研究科等ごとの目的)

<情報理工学部>

情報理工学部では、「昼間コースにおいては、総合コミュニケーション科学に関わる理工学領域において、高度な専門能力、幅広く深い教養、人間性、国際性及び倫理意識を備え、社会に貢献する専門技術者を、また夜間主コースにおいては、総合コミュニケーション科学に関わる理工学領域において、産業界における技術的課題を工学的に読み解いて解決手順を見出すことができ、そのために必要な基礎力とさまざまな分野への応用力を身につけている専門的職業人を養成する」ことを目的としている。また、「確かな専門基礎力に裏打ちされた実践力を伴う専門能力及び継続的学習能力を有する、国際標準の学士力を養成すること」をコース共通の目的としている。当該目的を達成するために、「科学的思考能力の養成」、「科学者・技術者としての倫理意識および人間性・国際性の養成」、ならびに他人の考えを正しく理解し自分の考えを人に正しく伝える「論理的コミュニケーション能力の習得」を全学科・課程に共通する学習・教育

目標としている。

<情報理工学研究科>

情報理工学研究科では、「総合コミュニケーション科学に関わる理工学領域において、真理の探究による新しい学問の創造と、その体系化に寄与する教育と研究を行うことにより、博士前期課程においては、専門領域に関する系統的知識を有し、国際性と高い倫理観を身につけ、プロジェクト遂行などの高い実践力を持つ高度専門技術者を、博士後期課程においては、専門領域に関する深さと幅のある高度な知識と実践的創造力を有し、アカデミア分野及びノンアカデミア分野において研究開発の先導的役割を果たす高度専門技術者・研究者を養成し、また、博士前期課程においては、国際性と高い倫理観及び幅広い専門性と高い実践力を、博士後期課程においては、国際性と高い倫理観に加え、深さと幅のある専門性及び実践的創造力、指導力、起業精神などを養成する」ことを目的としている。当該目的を達成するために、以下の点を教育指導の基本方針としている。

- ・博士前期課程においては、マテリアル、デバイス、ナノテクノロジー、物理・化学、バイオといった先端的要素技術を支える理工学分野、高度情報化社会の基盤となっている情報通信技術の更なる高度化を目指す情報・通信・数理工学分野、現代社会における生活や産業の発展を支えているメカトロニクス分野、人と人、人と社会等のコミュニケーションの場における情報の応用・活用を進化させる情報技術分野の専門知識と実践的応用力を講義や実験・演習によって培うとともに、自己の専攻領域にかかる特別演習、特別実験等によってそれぞれの専門分野における系統的知識と研究開発能力とを身につけさせることを目標とする。
- ・博士後期課程においては、上記の分野について広い視野を持たせるために高度のスクーリングを行うとともに、最先端の情報を常に広く外部から取り入れ、社会の要請を十分認識した上で設定された課題についての研究を通じて、実社会への広い適応性と、独立して新分野の開拓を行い得る最先端の知識と研究開発能力を身につけた高度専門技術者・研究者を養成する。

<情報システム学研究科>

情報システム学研究科では、「高度情報化社会の新しい技術基盤としての情報システムの設計、構築、運用、評価及びその人間や社会との関係について幅広い教育と研究を行うことにより、博士前期課程においては、広い視野と高度の専門知識を持ち、企業や組織の現場において情報システムに関する指導的な役割を担う人材を、博士後期課程においては、情報システム分野において自立して研究・開発を行い得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を持ち、将来の我が国産業の発展を担う独創力の豊かな人材を養成する。」ことを目的としている。

情報システム学は、理工学に基づく情報システムを基礎に据え、経済学、法学、社会学、文化・芸術などの社会生活の諸分野に深く関連する総合的、学際的な分野を学問対象とする。本研究科では、情報システム学の基盤分野に関する教育研究はもちろんのこと、上記の諸分野と情報システムとの相互関連、並びに、それに応じて提起される諸問題を見据え、幅広く先端的な教育研究を実施するため、以下に示す3項目を教育の基本方針とする。

- ①様々なバックグラウンドを持った学生に、情報システム学の専門的な知識を身に付けさせる、また、それらを活用できるような実践的教育を行う。
- ②学際的な分野、境界領域に対する広範囲な知識を提供し、情報システム学探求の基礎を与える。
- ③学部教育により、もしくは、社会人として専門的な知識を身につけた学生の視野を広げる教育を行い、実社会と深く関わった研究の場を提供する。